

令 02 原機（環保）009

令和 3 年 1 月 29 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の  
特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書  
の一部補正について

{ その他廃棄物管理設備の附属施設の一部変更 }  
(自動火災報知設備の一部変更)

平成 30 年 12 月 26 日付け 30 原機（環保）019（令和元年 6 月 7 日付  
け令 01 原機（環保）009 で一部補正）をもって申請しました国立研究開発法  
人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設の変更に係る設計  
及び工事の方法の変更の許可申請書を別添のとおり補正いたします。

別 添

変更認可申請書の本文を以下のとおり補正する。

項	補正前	補正後
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	変更なし	変更なし
2. 変更に係る事業所の名称及び所在地	変更なし	変更なし
3. 変更に係る特定廃棄物管理施設の区分並びに設計及び工事の方法	<p>3. 変更に係る特定廃棄物管理施設の区分並びに設計及び工事の方法</p> <p>区 分 その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>設計及び工事の方法 別紙のとおり。</p>	<p>3. 変更に係る特定廃棄物管理施設の区分並びに設計及び工事の方法</p> <p>区 分 その他廃棄物管理設備の附属施設</p> <p>設計及び工事の方法 別紙1のとおり。</p>
4. 工事工程表	—	<p>4. 工事工程表</p> <p>工事工程表 別紙2のとおり。</p>
5. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	4. 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する事項	<p>5. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(令和2年原子力規制委員会規則第2号)の規定に適合するよう令和2年4月22日付け令02原機(大安)0</p>

		<p>22をもって届け出た保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて策定した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書」(QS-P08)により、設計及び工事の品質管理を行う(別紙3のとおり)。</p>
<p>6. 変更の理由</p>	<p>5. 変更の理由</p> <p>特定廃棄物管理施設に係るその他廃棄物管理設備の附属施設のうち自動火災報知設備について、新規制基準に適合させるよう火災検知機能の充実を図るため、廃液貯留施設Ⅰ(廃棄物管理施設用廃液貯槽)、排水監視施設及び固体集積保管場Ⅰに自動火災報知設備を追加設置する。</p>	<p>6. 変更の理由</p> <p>特定廃棄物管理施設に係るその他廃棄物管理設備の附属施設のうち自動火災報知設備について、新規制基準に適合させるよう火災検知機能の充実を図るため、廃液貯留施設Ⅰ(廃棄物管理施設用廃液貯槽)、排水監視施設、固体集積保管場Ⅰ及びα一時格納庫に自動火災報知設備を追加設置するとともに、追加した自動火災報知設備の信号を管理機械棟の複合火災受信器に接続する。</p>

	<p>6. 分割申請の理由</p> <p>新規制基準に基づく廃棄物管理事業変更許可に係る特定廃棄物管理施設の変更は、以下のとおりである。</p> <p>廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請の対象は、新たに設置又は更新する設備や追加の工事を伴う設備に加え、設計の変更を行う全ての建家等のほか、新たに規制の対象となる設備であり、事業変更許可申請書の「廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類」で示した建家等である。</p> <p>設工認対象の廃棄物管理施設は別表の「設工認の分割申請」に示すとおり 19 の施設で構成され申請内容も多岐にわたることから、新規制基準に対応する工事を段階的に進める</p>	<p>—</p>
--	---	----------

	<p>ため、分割して設 工認を申請する。 なお、今後の進 捗に応じて、分割 や申請順を変更す る可能性がある。</p> <p>本設工認では、 廃液貯留施設Ⅰ（ 廃棄物管理施設用 廃液貯槽）、排水 監視施設及び固体 集積保管場Ⅰにつ いて、自動火災報 知設備の追加設置 を申請する。</p>	
--	--	--

変更認可申請書の別紙を以下のとおり補正する。

頁	補正前	補正後
なし	(別紙)	(添付 別紙 1 のとお り改める。)

## 記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1  
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄
  
2. 変更に係る事業所の名称及び所在地  
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所  
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4 0 0 2 番地
  
3. 変更に係る特定廃棄物管理施設の区分並びに設計及び工事の方法  
区 分 その他廃棄物管理設備の附属施設  
設計及び工事の方法 別紙 1 のとおり。
  
4. 工事工程表  
工事工程表 別紙 2 のとおり。
  
5. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム  
「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）の規定に適合するよう令和 2 年 4 月 2 2 日付け令 0 2 原機（大安）0 2 2 をもって届け出た保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて策定した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書」（Q S - P 0 8）により、設計及び工事の品質管理を行う（別紙 3 のとおり。）。
  
6. 変更の理由  
特定廃棄物管理施設に係るその他廃棄物管理設備の附属施設のうち自動火災報知設備について、新規制基準に適合させるよう火災検知機能の充実を図るため、廃液貯留施設 I（廃棄物管理施設用廃液貯槽）、排水監視施設、固体集積保管場 I 及び  $\alpha$  一時格納庫に自動火災報知設備を追加設置するとともに、追加した自動火災報知設備の信号を管理機械棟の複合火災受信器に接続する。

## 別紙 1

### 設計及び工事の方法

{ その他廃棄物管理設備の附属施設の一部変更 }  
(自動火災報知設備の一部変更)

## 目 次

1. その他廃棄物管理設備の附属施設の構成及び申請範囲 .....	本- 1
2. 準拠した法令、基準及び規格 .....	本- 2
3. 設 計 .....	本- 3
3.1 設計条件 .....	本- 3
3.2 設計仕様 .....	本- 3
4. 工事の方法 .....	本-11
4.1 工事の方法及び手順 .....	本-11
4.2 工事上の留意事項 .....	本-11
4.3 使用前事業者検査の項目及び方法 .....	本-11

## 1. その他廃棄物管理設備の附属施設の構成及び申請範囲

その他廃棄物管理設備の附属施設は、次の各施設から構成される。

- (1) 気体廃棄物の廃棄施設
- (2) 液体廃棄物の廃棄施設
- (3) 固体廃棄物の廃棄施設
- (4) その他主要な事項

上記のうち、(4) その他主要な事項は、次の各設備から構成される。

- 1) 消防設備
- 2) 電気設備
- 3) 通信連絡設備

上記のうち、1) 消防設備は、次の各設備から構成される。

- a) 消火設備
- b) 自動火災報知設備

今回申請する範囲は、(4) その他主要な事項の 1) 消防設備のうち、b) 自動火災報知設備に関するものである。

消防設備は、消防法、建築基準法等に基づき配置する消火設備及び自動火災報知設備である。

## 2. 準拠した法令、基準及び規格

- ・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日法律第166号）
- ・「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・「消防法」（昭和23年法律第186号）
- ・「消防法施行令」（昭和36年3月25日政令第37号）
- ・「消防法施行規則」（昭和36年4月1日自治省令第6号）

### 3. 設 計

#### 3.1 設 計 条 件

設 備 名 称	耐震クラス
自動火災報知設備	—*

注記 \*：日本消防検定協会検定品

#### 3.2 設 計 仕 様

##### (1) 感知器

仕 様		設 置 建 物
煙感知器	光電式スポット型	廃液貯留施設 I (廃棄物管理施設用廃液貯槽) 排水監視施設 固体集積保管場 I $\alpha$ 一時格納庫

##### (2) 受信機\*

仕 様	設 置 建 物
P型1級受信機	廃液貯留施設 I

\*：各建物の受信機からの信号は、警備所の受信機に接続し、常時監視を行う。

自動火災報知設備の配置について、対象施設の配置を図3-1に、廃液貯留施設 I（廃棄物管理施設用廃液貯槽）を図3-2に、排水監視施設を図3-3に、固体集積保管場 Iを図3-4に、 $\alpha$ 一時格納庫を図3-5に、管理機械棟を図3-6及び廃棄物管理施設自動火災報知設備構成図を図3-7に示す。

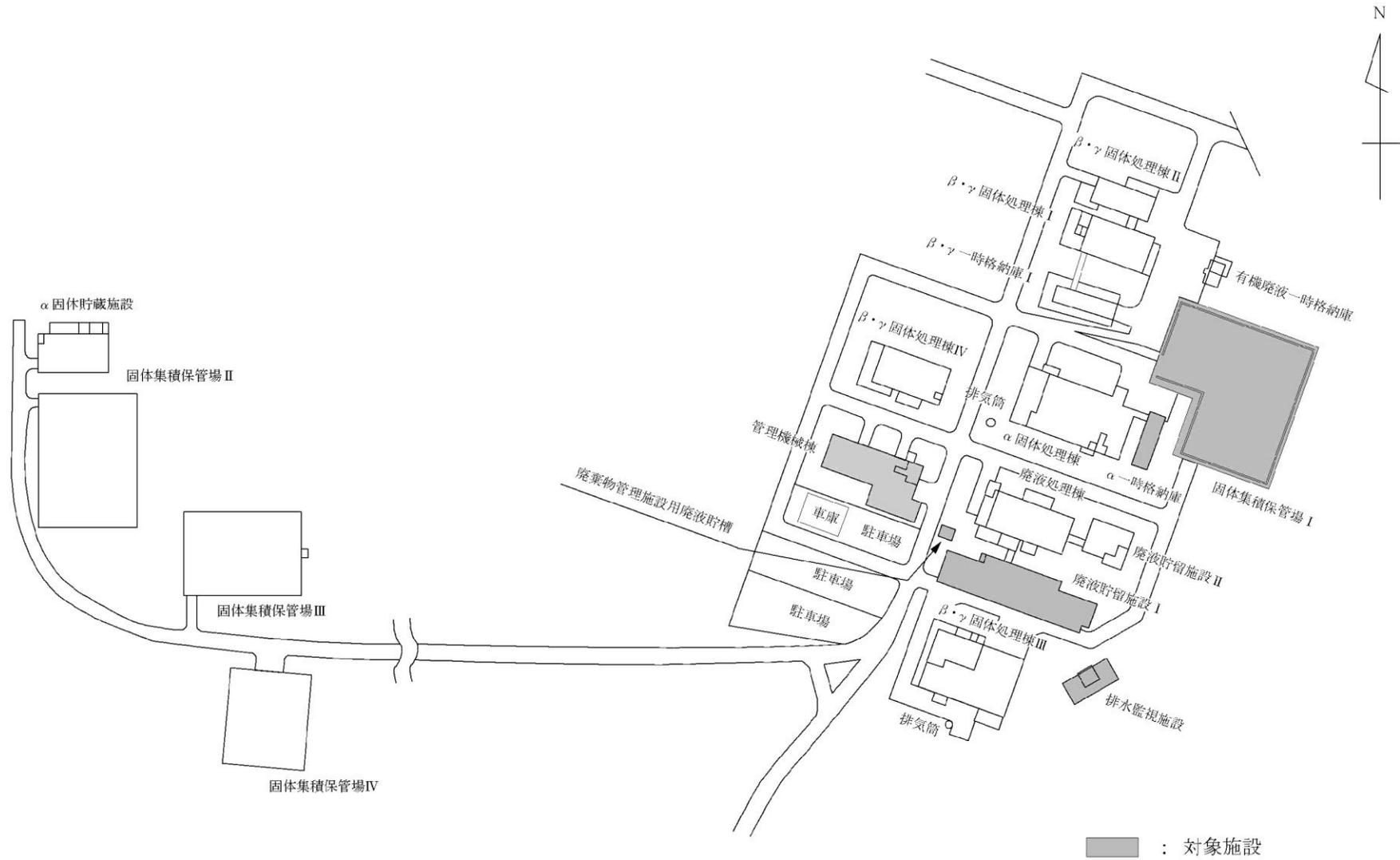
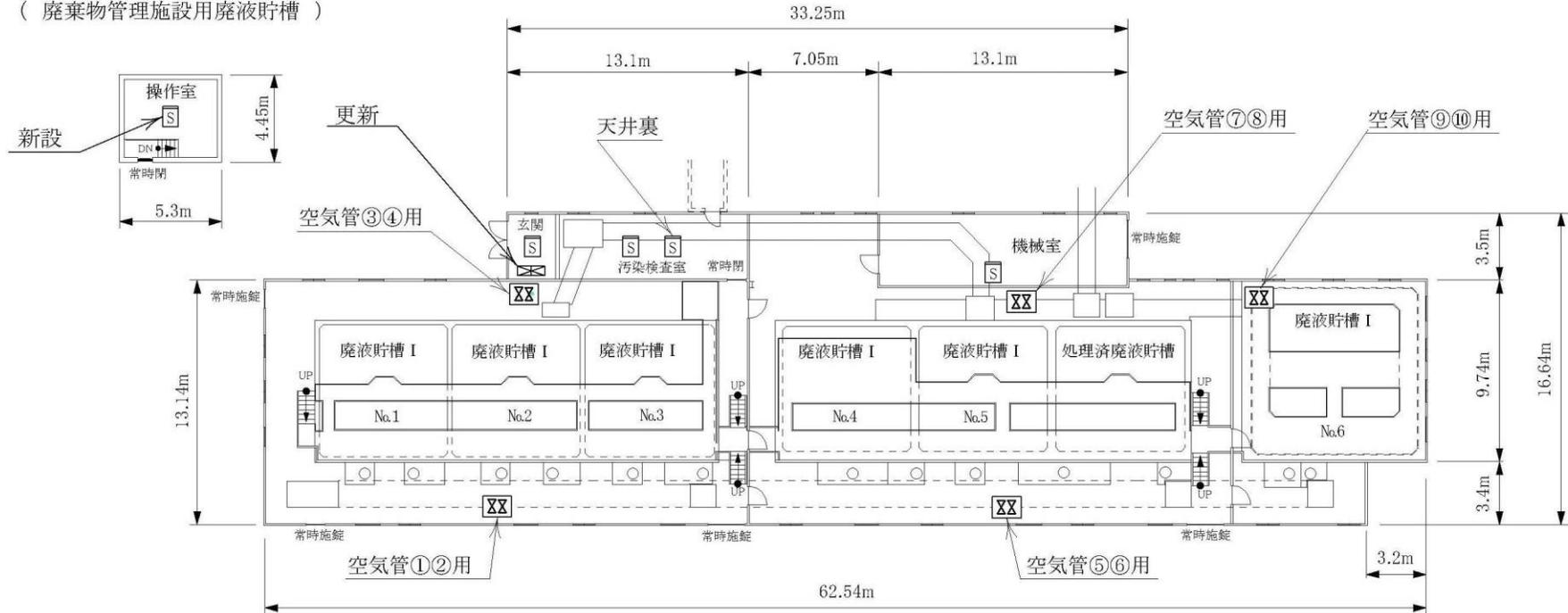
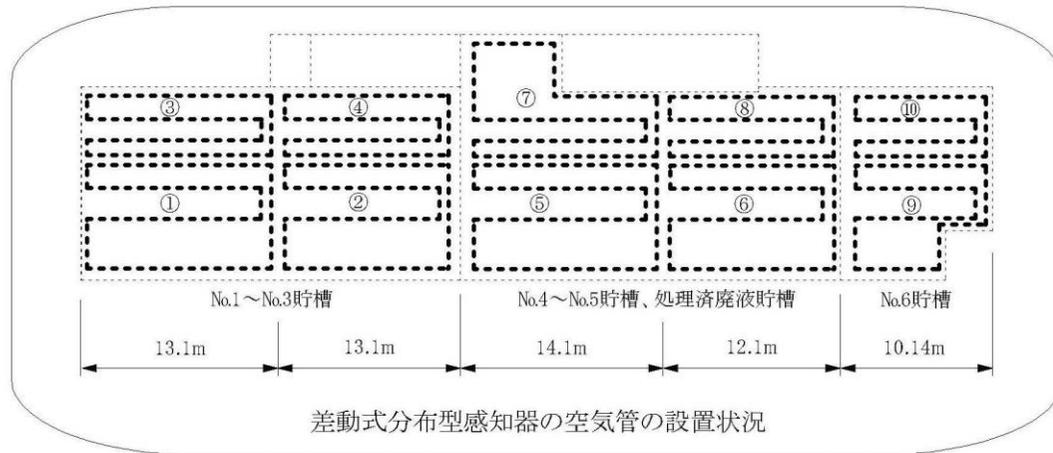


図 3 - 1 廃棄物管理施設配置図

( 廃棄物管理施設用廃液貯槽 )

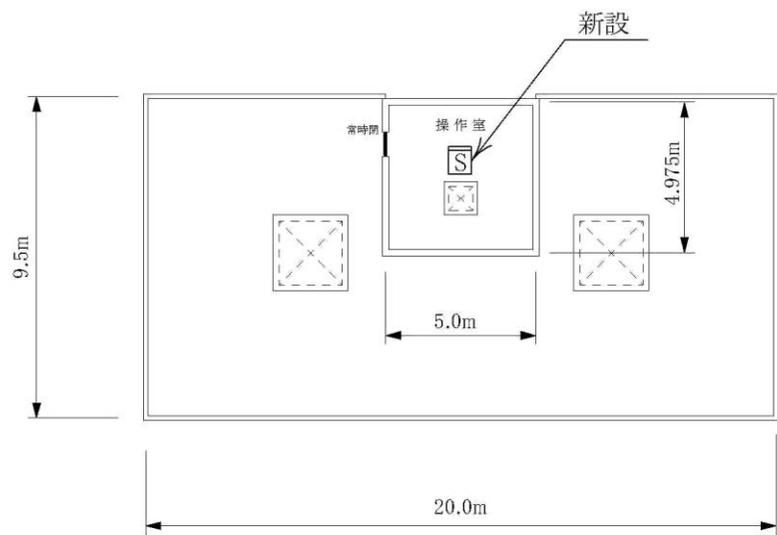


( 廃液貯留施設 I )



- Ⓢ : 光電式感知器
- XX : 差動式分布型感知器の検出部
- : 空気管
- ⓧ : 受信機

図 3 - 2 廃液貯留施設 I ( 廃棄物管理施設用廃液貯槽 ) 自動火災報知設備配置図



☐S : 光電式感知器

図3-3 排水監視施設自動火災報知設備配置

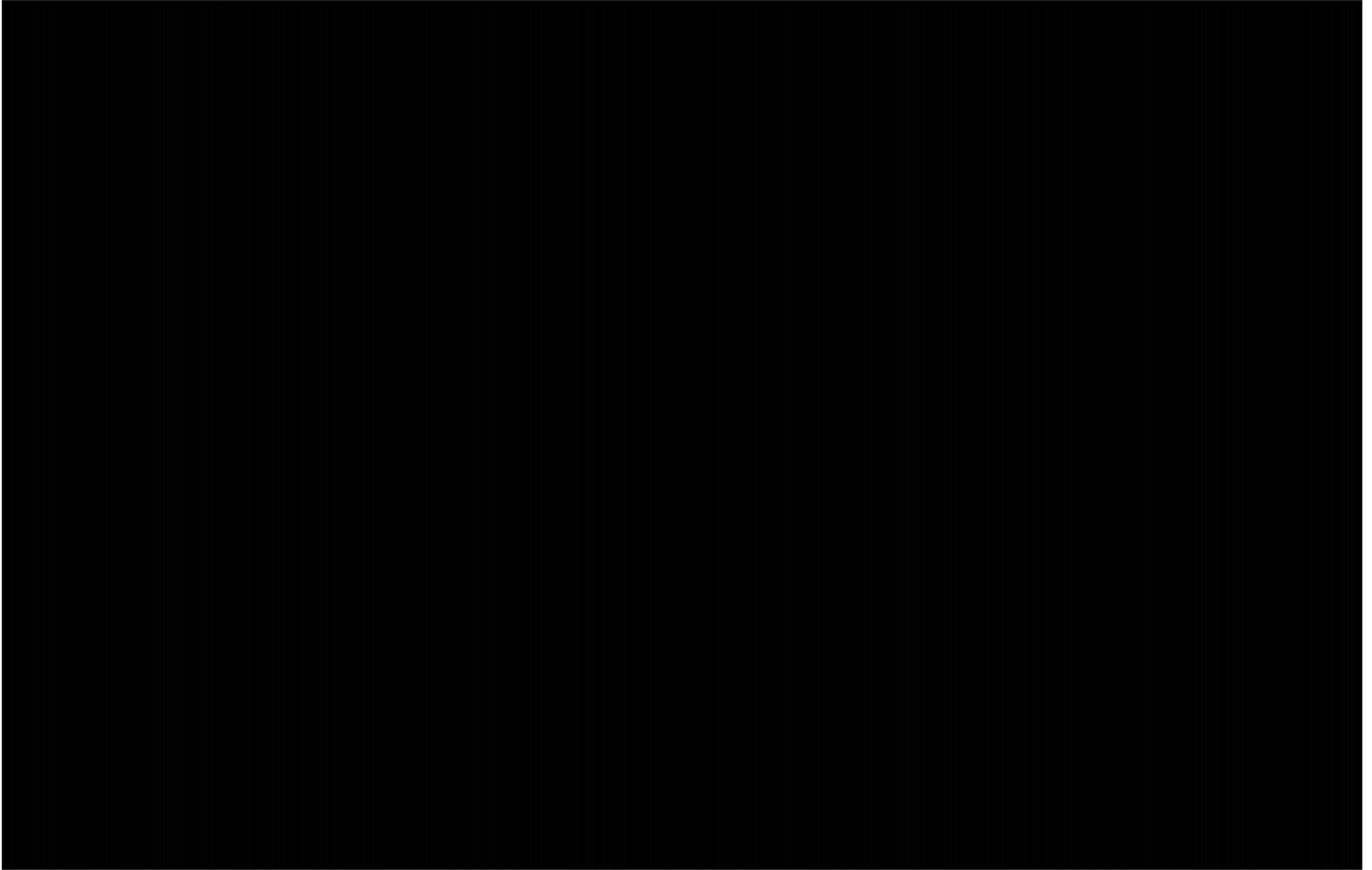


图 3 - 4 固体集積保管場 I 自動火災報知設備配置図

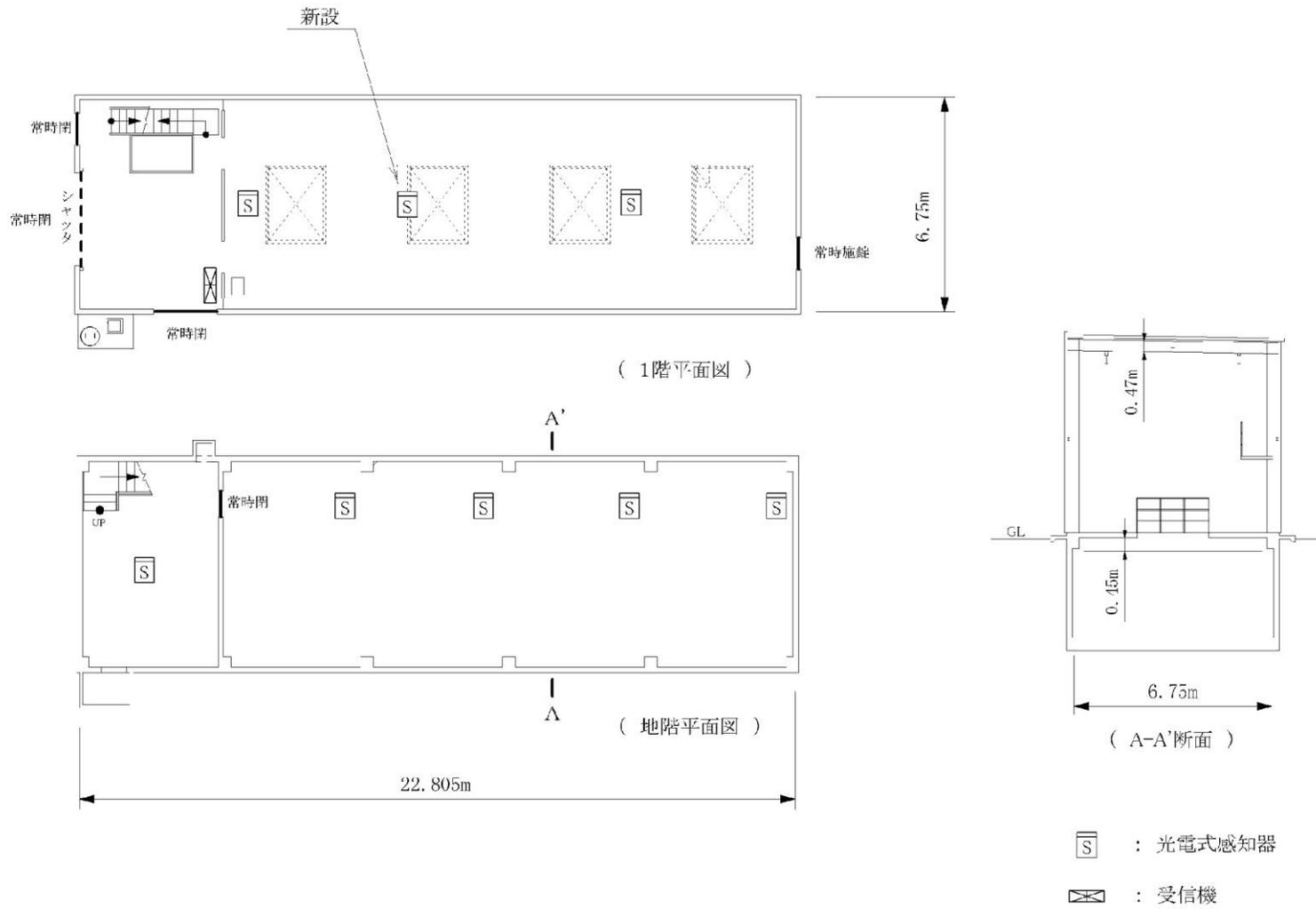
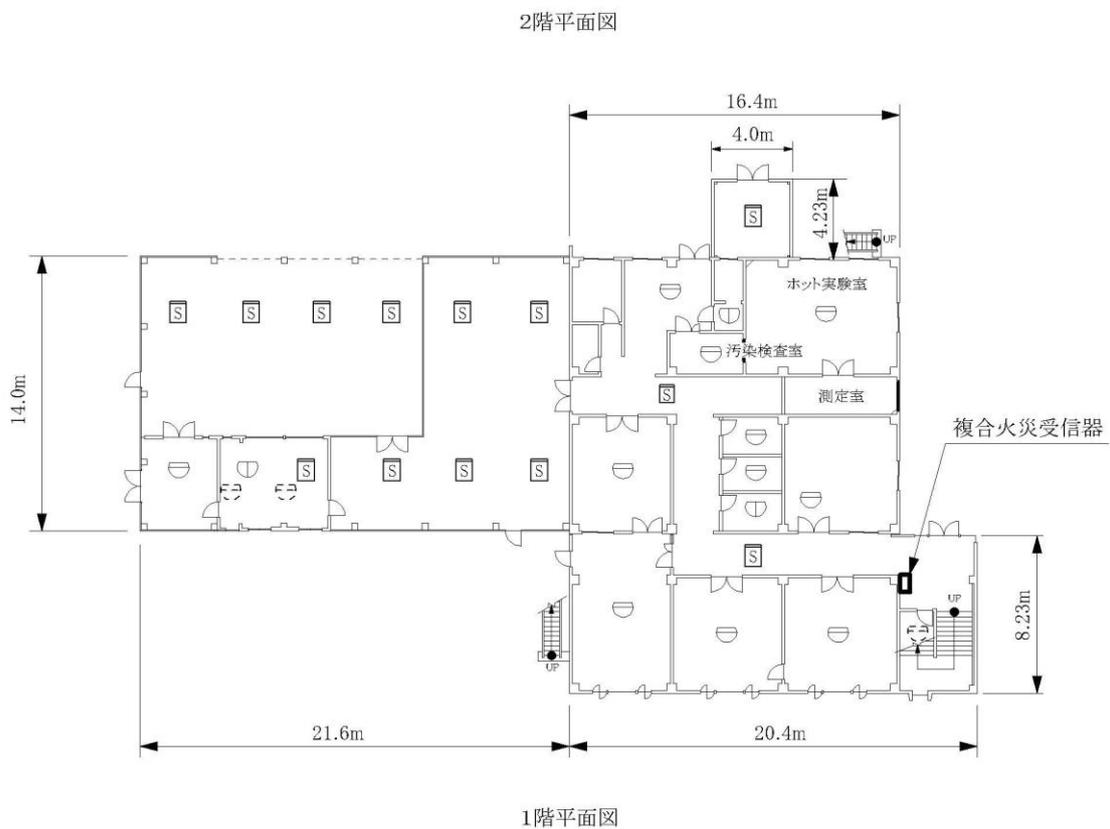
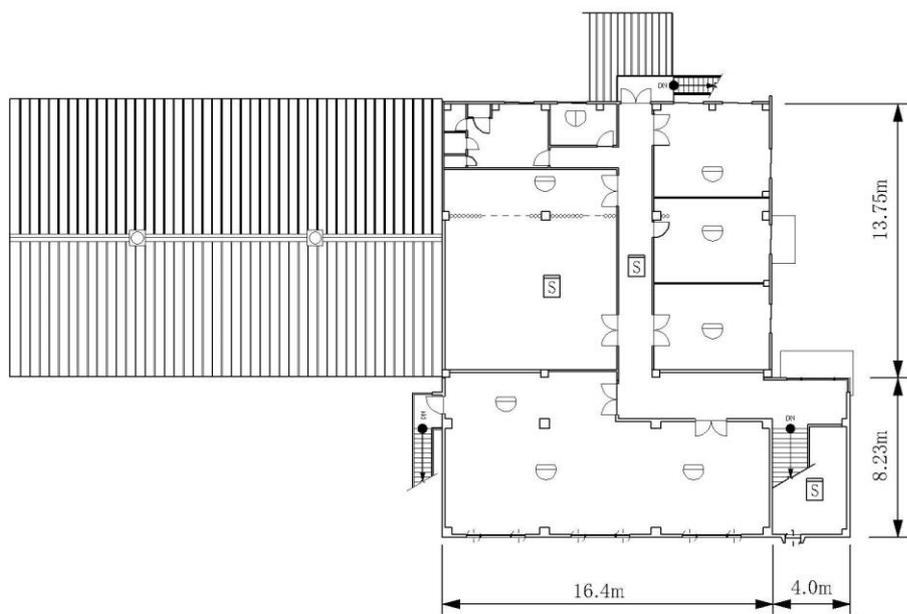
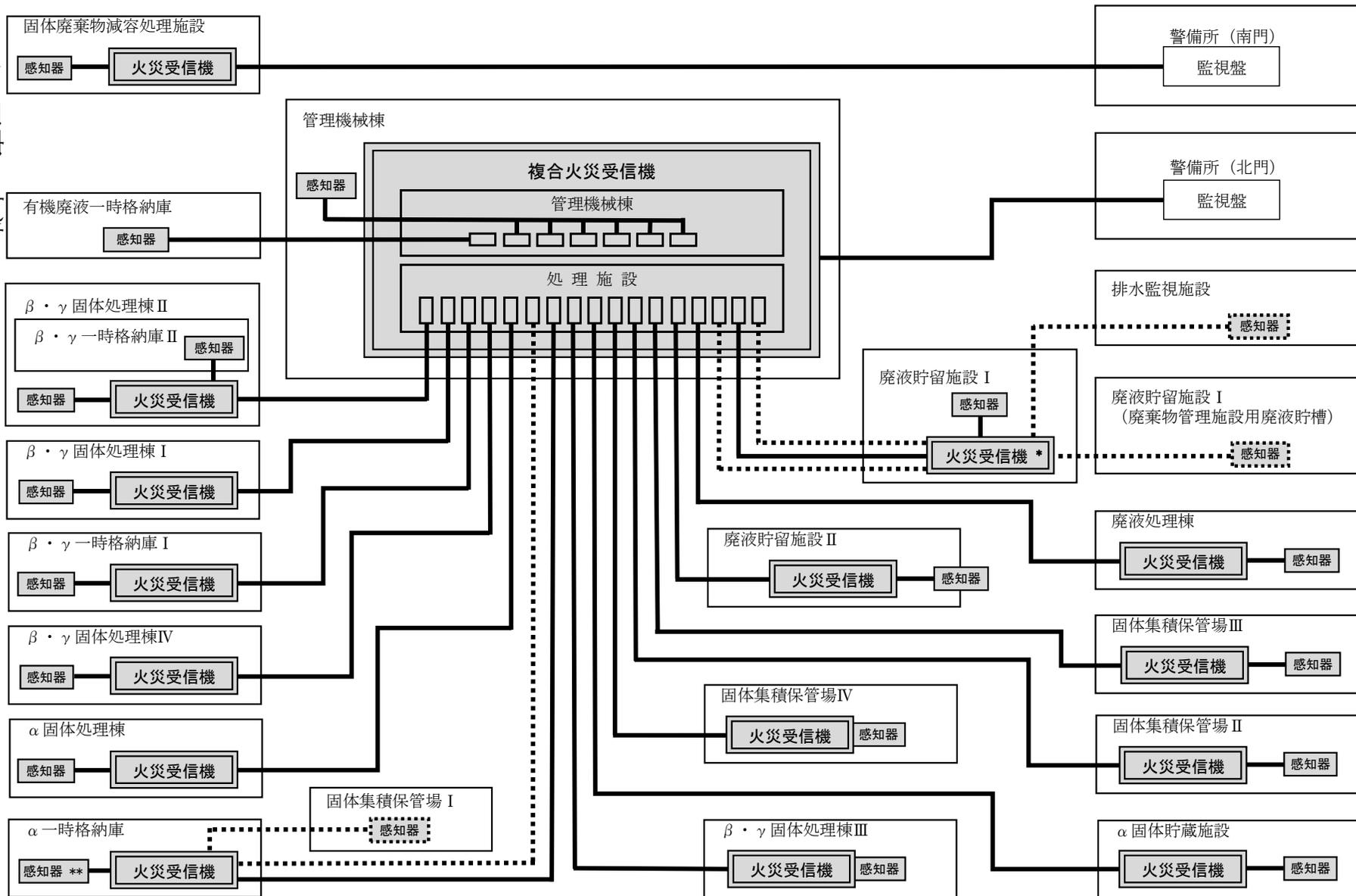


図 3 - 5 α一時格納庫自動火災報知設備配置図



- ☒ : 煙感知器
- ☉ : 差動式スポット型熱感知器
- ☐ : 定温式スポット型熱感知器

図 3 - 6 管理機械棟自動火災報知設備配置図



..... [ ] : 新規設置 ( \* : 廃液貯留施設 I の火災受信機は更新)  
 ( \*\* : α 一時格納庫は、煙感知器 1 個追加)

図 3 - 7 廃棄物管理施設自動火災報知設備構成図

#### 4.1 工事の方法及び手順

本申請に係る工事の方法及び手順を図4-1に示す。

消防設備のうち自動火災報知設備の一部変更は、廃液貯留施設Ⅰに設置されている受信機を更新し、新たに廃棄物管理施設用廃液貯槽及び排水監視施設に設置した感知器の信号を接続するものと、 $\alpha$ 一時格納庫に設置されている受信機に、新たに固体集積保管場Ⅰに設置した感知器の信号を接続するものである。

#### 4.2 工事上の留意事項

本申請に係る工事及び検査に当たっては、既設の安全機能を有する施設等に影響を及ぼすことがないように、作業管理等の必要な措置を講じ実施する。

#### 4.3 使用前事業者検査の項目及び方法

試験・検査は、工事の工程に従い、次の項目について実施する。

なお、検査の詳細については、「使用前事業者検査要領書」に定める。

##### (1) 構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

###### ① 外観検査

方法：機器の外表面を目視により確認する。

判定：機器の外表面に著しいかき傷、打痕、亀裂など有害な欠陥がないこと。

###### ② 据付検査

方法：機器の配置、据付状態を目視により確認する。

判定：所定の位置に配置され、感知機能に支障のない据付状態であること。

##### (2) 機能及び性能の確認に係る検査

###### ① 作動検査

方法：煙感知器用試験器により感知器を作動させ、受信機で感知器からの信号が受信できることを廃液貯留施設Ⅰ及び $\alpha$ 一時格納庫の受信機、管理機械棟の複合火災受信機及び警備所（北門）の監視盤で確認する。

判定：感知器からの信号を受信機及び監視盤で受信できること。

##### (3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

###### ① 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査（適合性確認検査）

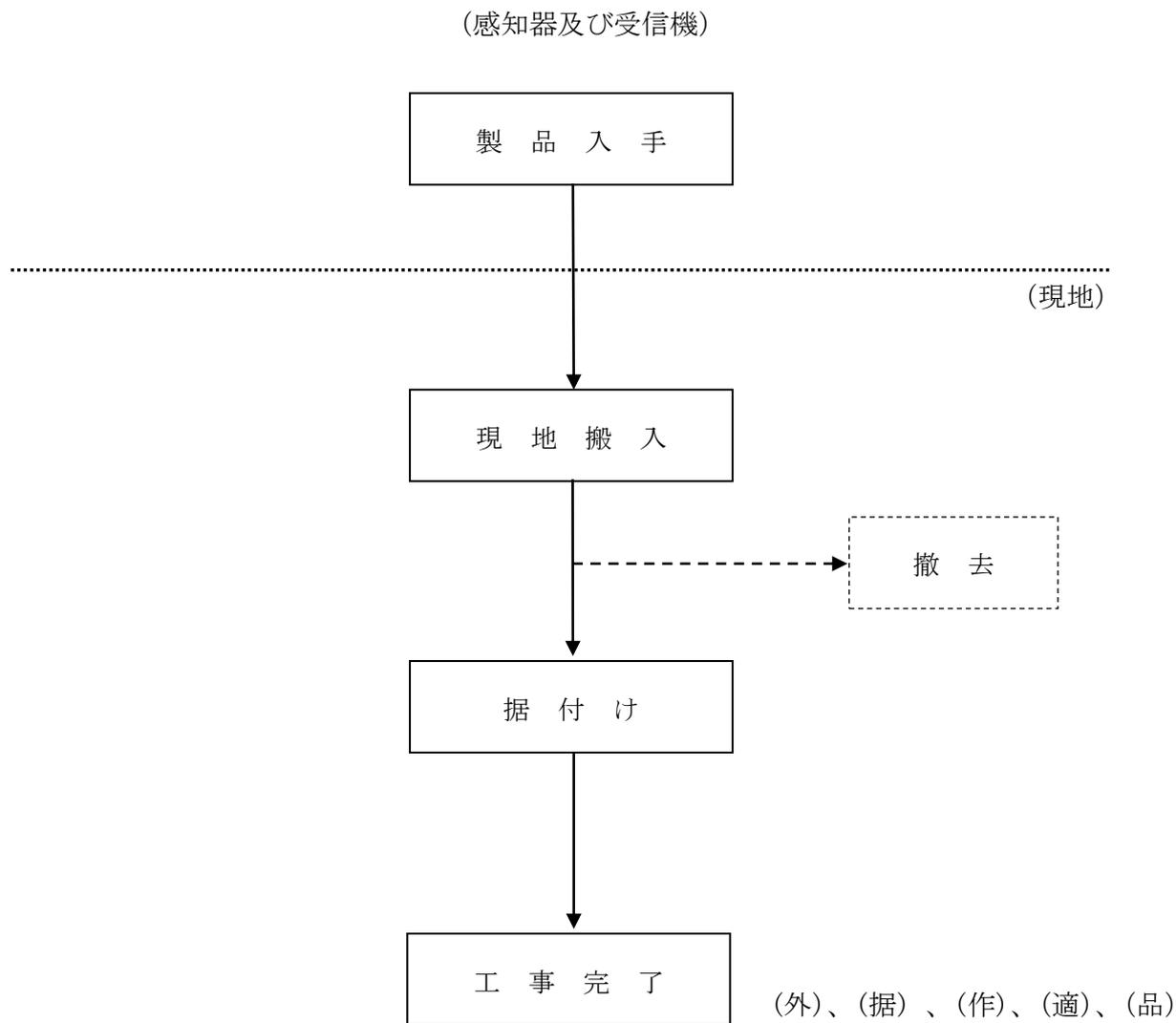
方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われていること。

② 品質管理の方法に関する検査（品質管理検査）

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。



- 記号 (外)： 外観検査  
 (据)： 据付検査  
 (作)： 作動検査  
 (適)： 適合性確認検査  
 (品)： 品質管理検査\*1

\*1：品質管理検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

図4-1 自動火災報知設備の工事の方法及び手順

別紙 2

工 事 工 程 表

工事工程表

項目	年度	令和3		
	令和2	I	II	III
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他主要な事項 消防設備 自動火災報知設備	IV	I	II	III

(1) 構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

外：外観検査 据：据付検査

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

作：作動検査

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

適：適合性確認検査 品：品質管理検査（※1）

※1：品質管理検査は、工事の状況を踏まえ適切な時期で実施する。

## 別紙 3

### 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

本申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第2号）の規定に適合するよう令和2年4月22日付け令02原機（大安）022をもって届け出た保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて策定した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書」（QS-P08）により、設計及び工事の品質管理を行う。

品質マネジメントシステム文書	
文書番号	QS-P08
改訂番号	17 (2021年 1月 1日改訂)

管理外文書

# 廃棄物管理施設 品質マネジメント計画書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

文書番号	QS-P08	文書名	廃棄物管理施設品質保証計画書	
承認年月日		承認	確認	作成
2006年11月30日				

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

## 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

### 目 次

1.	目的	1
2.	適用範囲	1
3.	定義	1
4.	品質マネジメントシステム	2
4.1	一般要求事項	2
4.2	文書化に関する要求事項	4
4.2.1	一般	4
4.2.2	品質マネジメント計画書	5
4.2.3	文書管理	5
4.2.4	記録の管理	6
5.	経営者等の責任	6
5.1	経営者の関与	6
5.2	原子力の安全の重視	6
5.3	品質方針	6
5.4	計画	7
5.4.1	品質目標	7
5.4.2	品質マネジメントシステムの計画	7
5.5	責任、権限及びコミュニケーション	8
5.5.1	責任及び権限	8
5.5.2	管理責任者	9
5.5.3	管理者	9
5.5.4	内部コミュニケーション	10
5.6	マネジメントレビュー	10
5.6.1	一般	10
5.6.2	マネジメントレビューへのインプット	11
5.6.3	マネジメントレビューからのアウトプット	11
6.	資源の運用管理	12
6.1	資源の確保	12
6.2	人的資源	12
6.2.1	一般	12
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	12
6.3	インフラストラクチャ	13
6.4	作業環境	13

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

7.	業務の計画及び実施	13
7.1	業務の計画	13
7.2	業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス	14
7.2.1	業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化	14
7.2.2	業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー	14
7.2.3	外部とのコミュニケーション	14
7.3	設計・開発	14
7.3.1	設計・開発の計画	14
7.3.2	設計・開発へのインプット	15
7.3.3	設計・開発からのアウトプット	15
7.3.4	設計・開発のレビュー	15
7.3.5	設計・開発の検証	16
7.3.6	設計・開発の妥当性確認	16
7.3.7	設計・開発の変更管理	16
7.4	調達	17
7.4.1	調達プロセス	17
7.4.2	調達要求事項	17
7.4.3	調達製品等の検証	18
7.5	業務の実施	18
7.5.1	個別業務の管理	18
7.5.2	個別業務に関するプロセスの妥当性確認	18
7.5.3	識別管理及びトレーサビリティ	19
7.5.4	組織外の所有物	19
7.5.5	調達製品の保存	19
7.6	監視機器及び測定機器の管理	19
8.	評価及び改善	20
8.1	一般	20
8.2	監視及び測定	20
8.2.1	組織の外部の者の意見	20
8.2.2	内部監査	20
8.2.3	プロセスの監視及び測定	21
8.2.4	検査及び試験	22
8.3	不適合管理	22
8.4	データの分析及び評価	23
8.5	改善	23
8.5.1	継続的改善	23
8.5.2	是正処置等	24
8.5.3	未然防止処置	24

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

図表

図 4.1	品質マネジメントシステム体系図	26
図 4.2	廃棄物管理施設品質マネジメントシステムプロセス関連図	27
図 5.5.1	大洗研究所廃棄物管理施設保安管理組織図	28
表 4.2.1	品質マネジメントシステム文書体系	29
表 8.2.3	品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定	30
表 8.4	品質マネジメントシステムの分析データ	31

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

## 1. 目的

本品質マネジメント計画書は、大洗研究所（以下「研究所」という。）における廃棄物管理施設の保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び廃棄物管理施設保安規定に基づき、廃棄物管理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的として定める。

## 2. 適用範囲

本品質マネジメント計画書の第4章から第8章までは、建設段階、運転段階及び廃止段階の廃棄物管理施設において実施する保安活動に適用する。

## 3. 定義

本品質マネジメント計画書における用語の定義は、次の事項、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びに JIS Q 9000 : 2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。

### (1) 保安活動

原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。

### (2) 不適合

要求事項に適合していないことをいう。

### (3) プロセス

意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。

### (4) 品質マネジメントシステム

保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。

### (5) 原子力の安全のためのリーダーシップ

原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。

### (6) 是正処置

不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう（「その他の事象」には、不適合には至らない劣化傾向、不整合等の保安活動又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。以下同じ。）。

### (7) 未然防止処置

原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こりうる不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。

### (8) 一般産業用工業品

原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム（以下「機

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発されたものの以外のものをいう。

(9) 妥当性確認

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。

(10) 本部

機構の本部組織(以下「本部」という。)は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。

(11) 担当理事

研究所担当理事をいう。

(12) 所長

研究所長をいう。

(13) 品質担当副所長

研究所の品質マネジメントを担当する副所長をいう。

(14) 廃棄物取扱主任者

廃棄物管理施設の廃棄物取扱主任者をいう。

(15) センター長

環境技術開発センター長をいう。

(16) 部長

研究所に属する廃棄物管理施設に関わる部長及び原子力施設検査室長をいう。

(17) 課長

研究所の廃棄物管理施設に関わる室長及び課長をいう。

(18) 従業員等

職員等(役員、職員、嘱託(非常勤を除く。)、常勤職員、常用用員、臨時用員等の日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)と雇用関係にある者並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員)及び機構との契約に基づき研究所内に常駐して業務を行っている者をいう。

(19) 建設段階

新設建家の建設、附帯設備の工事、設備機器の設計、製作、それらの検査、試運転、許認可等の業務を実施している段階をいう。

(20) 運転段階

廃棄物管理施設において廃棄物管理を実施している段階をいう。

(21) 廃止措置段階

廃棄物管理施設における廃止措置を実施している段階をいう。

#### 4. 品質マネジメントシステム

##### 4.1 一般要求事項

- (1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画書に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

- (2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。
- (a) 廃棄物管理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
  - (b) 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
  - (c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響
- (3) 保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。
- (4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。

図 4.1 に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。

- (a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。
- (b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。

図 4.2 に本品質マネジメント計画書の「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。

- (c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする（「5.4.1 品質目標」、「7.1 業務の計画」、「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、「8.2.4 検査及び試験」参照）。
- (d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）。
- (e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。
- (f) これらのプロセスについて、「7.1 業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。
- (g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。
- (h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む（「7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー」、「7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認」参照）。
- (i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。

- ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
  - ・風通しの良い組織文化が形成されている。
  - ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
  - ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
  - ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
  - ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
  - ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
  - ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
- (5) 保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。
- (6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う（「6. 資源の運用管理」参照）。

## 4.2 文書化に関する要求事項

### 4.2.1 一般

理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。

また、表 4.2.1 に廃棄物管理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。

- (1) 品質方針及び品質目標
- (2) 一次文書

本品質マネジメント計画書

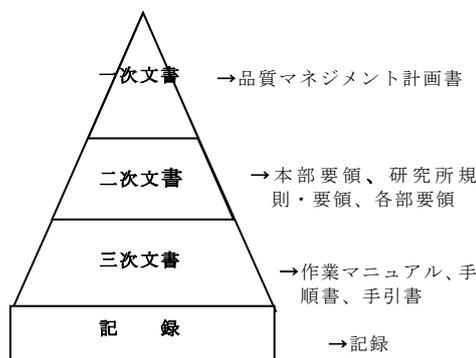
- (3) 二次文書

この計画書が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書及び記録

- (4) 三次文書

組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書及び記録

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17



品質マネジメントシステム文書体系図

#### 4.2.2 品質マネジメント計画書

理事長は、次の事項を含む本品質マネジメント計画書を策定し、必要に応じ見直し、維持する。

- (a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）
- (b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項
- (c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報
- (d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

#### 4.2.3 文書管理

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、統括監査の職、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。
  - (a) 文書の組織外への流出等の防止
  - (b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、研究所の部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定める。これらの管理要領には、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。
  - (a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。
  - (b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。
  - (c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。
  - (d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。
  - (e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
  - (f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
  - (g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。

- (h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。
- (i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。

#### 4.2.4 記録の管理

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、統括監査の職、所長、部長及び課長は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。
  - (a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。
  - (b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。

### 5. 経営者等の責任

#### 5.1 経営者の関与

理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。

- (1) 品質方針を設定する（「5.3 品質方針」参照）。
- (2) 品質目標が設定されていることを確実にする（「5.4.1 品質目標」参照）。
- (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。
- (4) マネジメントレビューを実施する（「5.6 マネジメントレビュー」参照）。
- (5) 資源が使用できることを確実にする（「6. 資源の運用管理」参照）。
- (6) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。
- (7) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。
- (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

#### 5.2 原子力の安全の重視

理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項（「7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化」及び「8.2.1 組織の外部の者の意見」参照）に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。

#### 5.3 品質方針

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

理事長は、次に掲げる事項を満たす「原子力安全に係る品質方針」を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）及び施設管理に関する方針を含む。

- (1) 組織の目的及び状況に対して適切である。
- (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。
- (3) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。
- (4) 組織全体に伝達され、理解される。
- (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。

#### 5.4 計画

##### 5.4.1 品質目標

- (1) 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長に、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（「7.1 業務の計画」(4) (b) 参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。

また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（「7.1 業務の計画」(4) 参照）が作成されることを確実にする。

- (a) 実施事項
  - (b) 必要な資源
  - (c) 責任者
  - (d) 実施事項の完了時期
  - (e) 結果の評価方法
- (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。

##### 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

- (1) 理事長は、「4.1 一般要求事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画書を策定する。
- (2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。
  - (a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）
  - (b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持
  - (c) 資源の利用可能性
  - (d) 責任及び権限の割当て

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

## 5.5 責任、権限及びコミュニケーション

### 5.5.1 責任及び権限

理事長は、廃棄物管理施設保安規定に定める保安管理体制に基づき、保安に係る組織を図 5.5.1 大洗研究所廃棄物管理施設保安管理組織図に、各組織の責任と権限を次とおり定め、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に係る要員が理解することを確実にする。

また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（「4.2.1 一般」参照）を定めさせ、保安に係る各組織の要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を持って業務を遂行するようにする。

#### (1) 理事長

理事長は、廃棄物管理施設の保安に係る業務を総理する。

#### (2) 統括監査の職

統括監査の職は、廃棄物管理施設の品質マネジメント活動に関する内部監査に係る業務を行う。

#### (3) 管理責任者

管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては大洗研究所担当理事（以下「研究所担当理事」という。）とする。各管理責任者は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを管理し、維持すること等を確実にする責任と権限を有する（「5.5.2 管理責任者」参照）。

#### (4) 安全・核セキュリティ統括部長

安全・核セキュリティ統括部長は、廃棄物管理施設の本部における品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。

#### (5) 契約部長

契約部長は、廃棄物管理施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。

#### (6) 研究所担当理事

研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物管理施設の保安に係る業務を統理する。

#### (7) 所長

所長は、廃棄物管理施設の保安に係る業務を統括する。

#### (8) 品質担当副所長

品質担当副所長は、廃棄物管理施設品質マネジメント計画に基づく活動を推進する。

#### (9) 廃棄物取扱主任者

廃棄物管理施設の操作に係る保安の監督を行う。

#### (10) センター長

所長が行う廃棄物管理施設に係る保安に関する業務の統括を補佐するとともに、廃棄物管理施設に係る環境保全部長の行う年間処理計画、修理及び改造計画に係る業務を統括する。

#### (11) 部長

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

所掌する部署における品質マネジメント活動を統括するとともに、推進する。

(12) 課長

所掌する室及び課における品質マネジメント活動を行う。

(13) 中央安全審査・品質保証委員会

次の活動に必要な管理を規定するために安全・核セキュリティ統括部長は、「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」を定める。

(a) 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、品質保証活動の基本事項等について審議し、答申する。

(14) 原子炉施設等安全審査委員会

次の活動に必要な管理を規定するために所長は、「原子炉施設等安全審査委員会規則」を定める。

(a) 原子炉施設等安全審査委員会は、所長からの諮問に応じ、廃棄物管理施設の安全性の評価、設計内容等の妥当性を審議し、答申する。

(15) 品質保証推進委員会

次の活動に必要な管理を規定するために所長は、「品質保証推進委員会規則」を定める。

(a) 品質保証推進委員会は、研究所における品質マネジメント活動の推進、安全文化の育成及び維持並びに法令等の遵守活動並びに所長からの諮問事項について審議する。

(16) 品質保証技術検討会等

環境保全部、保安管理部及び放射線管理部に品質保証技術検討会及び管理部に品質保証推進委員会（以下、これらの会議体を「品質保証技術検討会等」という。）を置く。品質保証技術検討会等は、それぞれの運営要領又は規約に従い審議・検討等を行う。

### 5.5.2 管理責任者

管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。

- (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。
- (2) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。
- (3) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。
- (4) 関係法令を遵守する。

### 5.5.3 管理者

- (1) 理事長は、「5.5.1 責任及び権限」に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。
  - (a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

- (b) 業務に従事する要員の、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。
- (c) 成果を含む業務の実施状況について評価する（「5.4.1 品質目標」及び「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）。
- (d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。
- (e) 関係法令を遵守する。
- (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
  - (a) 品質目標（「5.4.1 品質目標」参照）を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。
  - (b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。
  - (c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
  - (d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。
  - (e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。
- (3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。

#### 5.5.4 内部コミュニケーション

- (1) 理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を置くとともに、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、センター長、部長及び課長に必要な会議、連絡書等を利用して保安に係る情報交換を行わせる。また、マネジメントレビューを通じて、廃棄物管理施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長は、「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」を定め、所長及びセンター長は、所内のコミュニケーションについては、原子炉施設等安全審査委員会規則、運営会議要領及び品質保証推進委員会規則を定め、保安活動及び品質マネジメント活動の円滑な運営及び推進を図る。
- (3) 部長は、部内の品質保証審査機関についての要領を定め、品質マネジメント活動の円滑な運営及び推進を図る。

#### 5.6 マネジメントレビュー

##### 5.6.1 一般

- (1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、マネジメントレビューを実施する。
- (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。

#### 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット

- (1) マネジメントレビューへのインプットには次の情報を含むものとする。
  - (a) 内部監査の結果
  - (b) 組織の外部の者からの意見
  - (c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）
  - (d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果
  - (e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）
  - (f) 関係法令の遵守状況
  - (g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
  - (h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ
  - (i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
  - (j) 改善のための提案
  - (k) 資源の妥当性
  - (l) 保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2(3)a)において同じ。））の有効性
- (2) 所長は、センター長及び各部長に指示して、所掌する業務に関して、前項に定める事項を提出させ、その内容を整理した上で研究所の管理責任者に報告する。
- (3) 研究所の管理責任者は、前項の内容を確認・評価する。
- (4) 監査プロセスの管理責任者は、監査プロセスにおけるインプット情報を確認・評価する。
- (5) 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者は、本部におけるインプット情報を確認・評価する。
- (6) 各管理責任者は、マネジメントレビューの会議を通して理事長にインプット情報を報告する。

#### 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット

- (1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。
  - (a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善
  - (b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善
  - (c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
  - (d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

- (e) 関係法令の遵守に関する改善
- (2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。
- (4) 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて、上記(1)の指示に対する処置状況を確認する。

## 6. 資源の運用管理

### 6.1 資源の確保

理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。

- (1) 人的資源（要員の力量）
- (2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）
- (3) 作業環境
- (4) その他必要な資源

### 6.2 人的資源

#### 6.2.1 一般

- (1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。
- (2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。
- (3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする（「7.1 業務の計画」、「7.4.2 調達要求事項」及び「7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認」参照）。

#### 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識

- (1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。
  - (a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
  - (b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。
  - (c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。
  - (d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。
  - (e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。
- (3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

業務のプロセスを明確にし、(1)項の(a)から(e)に準じた管理を行う。

### 6.3 インフラストラクチャ

所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を「7.1 業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。

### 6.4 作業環境

所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1 業務の計画」にて明確にし、運営管理する。

なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。

## 7. 業務の計画及び実施

### 7.1 業務の計画

- (1) 所長、センター長及び部長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を表 4.2.1 のとおり策定する。
- (2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。
- (3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。
- (4) 所長、センター長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。
  - (a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）
  - (b) 業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項
  - (c) 業務・廃棄物管理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性
  - (d) 業務・廃棄物管理施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準
  - (e) 業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（「4.2.4 記録の管理」参照）
- (5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。
- (6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において廃棄物管理施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

## 7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス

### 7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化

所長、部長及び課長は、次の事項を「7.1 業務の計画」において明確にする。

- (1) 業務・廃棄物管理施設に関連する法令・規制要求事項
- (2) 明示されていないが、業務・廃棄物管理施設に必要な要求事項
- (3) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）

### 7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
- (2) レビューでは、次の事項について確認する。
  - (a) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。
  - (b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
  - (c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (4) 所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。

### 7.2.3 外部とのコミュニケーション

所長、センター長、部長及び課長は、原子力の安全に関して、規制当局との面談、原子力規制検査等を通じて監督官庁並びに地元自治体との適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。

- (1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
- (2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
- (3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- (4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

## 7.3 設計・開発

所長又は部長は、廃棄物管理施設の改造、更新等に関する設計・開発を適切に実施するため、設計・開発に関する管理要領を定め、次の事項を管理する。

### 7.3.1 設計・開発の計画

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)(c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

- (2) 担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。
  - (a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
  - (b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
  - (c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限
  - (d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源
- (3) 担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。

#### 7.3.2 設計・開発へのインプット

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。  
インプットには次の事項を含める。
  - (a) 機能及び性能に関する要求事項
  - (b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報
  - (c) 適用される法令・規制要求事項
  - (d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。

#### 7.3.3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。
- (2) 担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。
  - (a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
  - (b) 調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な情報を提供する。
  - (c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
  - (d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。

#### 7.3.4 設計・開発のレビュー

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に体系的なレビューを行う。
  - (a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
  - (b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。
- (3) 担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

#### 7.3.5 設計・開発の検証

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に検証を実施する。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。
- (3) 担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (4) 設計・開発を外部委託した場合には、担当部長又は課長は、引合仕様書で与えている要求事項を満たしていることを確実にするために、引合仕様書と受注者が実施した設計・開発の結果（受注者から提出される承認図書類）とを対比して検証を実施する。

#### 7.3.6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる廃棄物管理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該廃棄物管理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該廃棄物管理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。
- (2) 担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、廃棄物管理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。
- (3) 担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

#### 7.3.7 設計・開発の変更管理

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (2) 担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該廃棄物管理施設を構成する要素（材料又は部品）及び廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価を行う。
- (4) 担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

#### 7.4 調達

所長又は部長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」を定め、次の事項を管理する。

また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。

##### 7.4.1 調達プロセス

- (1) 部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。
- (2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。
- (3) 部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、技術的能力や品質管理体制等に関する情報を入手して供給者を評価し、選定する。また、供給者に関する情報の更新等により必要な場合には再評価する。
- (4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、研究所の調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。
- (5) 部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄物管理事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法を調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」に定める。

##### 7.4.2 調達要求事項

- (1) 部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。
  - (a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項
  - (b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項
  - (c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
  - (d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項
  - (e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項
  - (f) 一般産業用工業品を機器等に使用する場合の適切な評価に必要な要求事項
  - (g) その他調達物品等に関し必要な要求事項
- (2) 部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。

- (3) 部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (4) 部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

#### 7.4.3 調達製品等の検証

- (1) 部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、次の事項のうち該当する方法で検証を実施する。
  - (a) 受入検査（記録確認を含む。）
  - (b) 立会検査（供給者先、現地）
  - (c) その他（書類審査、受注者監査）
- (2) 部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（「7.4.2 調達要求事項」参照）の中で明確にする。

#### 7.5 業務の実施

所長、部長及び課長は、業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に従って、次の事項を実施する。

##### 7.5.1 個別業務の管理

所長、センター長、部長及び課長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。

管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。

- (1) 原子力施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。
  - ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性
  - ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果
- (2) 必要な時に、作業手順が利用できる。
- (3) 適切な設備を使用している。
- (4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- (5) 監視及び測定が実施されている（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）。
- (6) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。

##### 7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

- (2) 部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (4) 部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。
  - (a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
  - (b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法
  - (c) 妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）
  - (d) 記録に関する要求事項

#### 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ

- (1) 部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・廃棄物管理施設を識別し、管理する。
- (2) 部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について固有の識別をし、その記録を管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

#### 7.5.4 組織外の所有物

- (1) 部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (2) 部長及び課長は、前項の組織外の所有物について、それが管理下にある間は、原子力の安全に影響を及ぼさないように適切に取り扱う。

#### 7.5.5 調達製品の保存

部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。

なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。

#### 7.6 監視機器及び測定機器の管理

- (1) 部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。
- (2) 部長及び課長は、監視及び測定 of 要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。
- (3) 部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。
  - (a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

- (b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
- (c) 校正の状態が明確にできる識別をする。
- (d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
- (e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。
- (4) 部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（「4.2.4 記録の管理」参照）。また、その機器及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設に対して、適切な処置を行う。
- (5) 部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (6) 部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。

## 8. 評価及び改善

### 8.1 一般

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。  
 なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。
  - (a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。
  - (b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
  - (c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。

### 8.2 監視及び測定

#### 8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（「7.2.3 外部とのコミュニケーション」参照）により入手し、監視する。
- (2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。

#### 8.2.2 内部監査

- (1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。

- (a) 本品質マネジメント計画書の要求事項
- (b) 実効性のある実施及び実効性の維持
- (2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。
- (3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。
- (4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。
- (7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。

### 8.2.3 プロセスの監視及び測定

- (1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、表 8.2.3 品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を基本として、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。  
この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。  
また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。
  - (a) 監視及び測定の時期
  - (b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法
- (2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
- (4) 所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。
- (5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

#### 8.2.4 検査及び試験

自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。

- (1) 部長及び課長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
- (2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (3) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。
- (4) 個別業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や廃棄物管理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。
- (5) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。  
また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員について、これを準用する。

#### 8.3 不適合管理

安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。
  - (a) 不適合を除去するための処置を行う。
  - (b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。
  - (c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。
  - (d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
- (4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

- (5) 所長は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。
- (6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。

#### 8.4 データの分析及び評価

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表 8.4 品質マネジメントシステムの分析データに示すデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定（「8.2 監視及び測定」参照）の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理（「8.3 不適合管理」参照）等の情報源からのデータを含める。
- (2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。
  - (a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（「8.2.1 組織の外部の者の意見」参照）
  - (b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査及び試験」参照）
  - (c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の特性及び傾向（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査及び試験」参照）
  - (d) 供給者の能力（「7.4 調達」参照）
- (3) 部長及び課長は、データ分析の情報及びその結果を整理し、センター長及び所長を通じて研究所の管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。また、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び統括監査の職は、それぞれの管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。
- (4) 管理責任者は、報告のあった情報をマネジメントレビューへのインプット（「5.6.2 マネジメントレビューへのインプット」参照）に反映する。

#### 8.5 改善

##### 8.5.1 継続的改善

理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針（「5.3 品質方針」参照）、品質目標（「5.4.1 品質目標」参照）、監査結果（「8.2.2 内部監査」参照）、データの分析（「8.4 データの分析及び評価」参照）、是正処置（「8.5.2 是正処置等」参照）、未然防止処置（「8.5.3 未然防止処置」参照）及びマネジメントレビュー（「5.6 マネジメントレビュー」参照）を通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

### 8.5.2 是正処置等

安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、統括監査の職、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。
- (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。
  - (a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）
  - (b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定
  - (c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化
  - (d) 必要な処置の決定及び実施
  - (e) とった是正処置の有効性のレビュー
- (3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。
  - (a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更
  - (b) 品質マネジメントシステムの変更
- (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。
- (5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。
- (6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。

### 8.5.3 未然防止処置

安全・核セキュリティ統括部長、センター長、所長及び部長は、他の原子力施設及びその他の施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。

この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄事業者と共有することも含む。

- (a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

- (b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
  - (c) 必要な処置の決定及び実施
  - (d) とった未然防止処置の有効性のレビュー
- (2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。

文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

制定日:2006年11月30日

改訂日:2021年1月1日

改訂番号:17

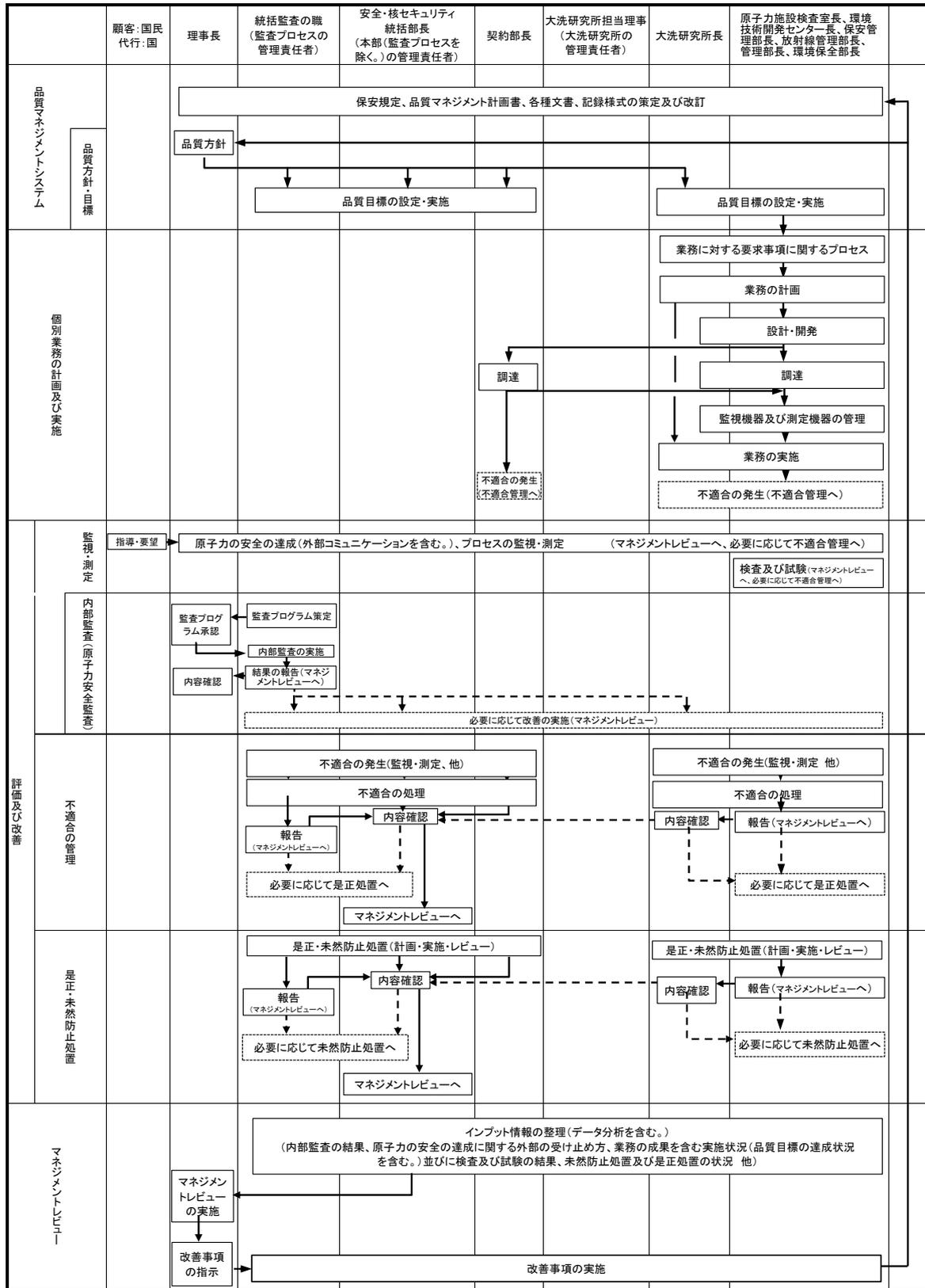


図4.1 品質マネジメントシステム体系図

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

4. 品質マネジメントシステム (4.1 一般要求事項)

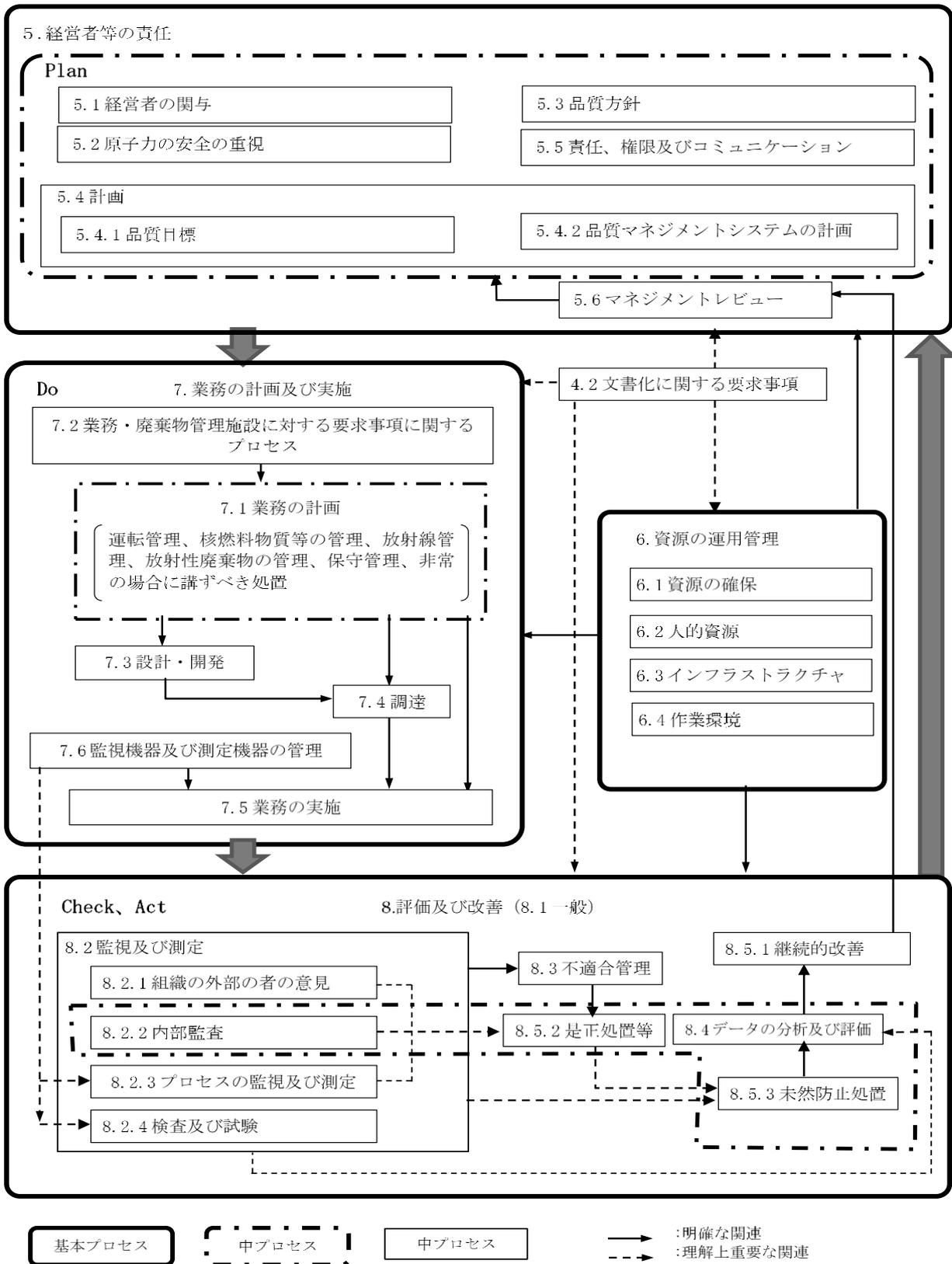


図 4.2 廃棄物管理施設品質マネジメントシステムプロセス関連図

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

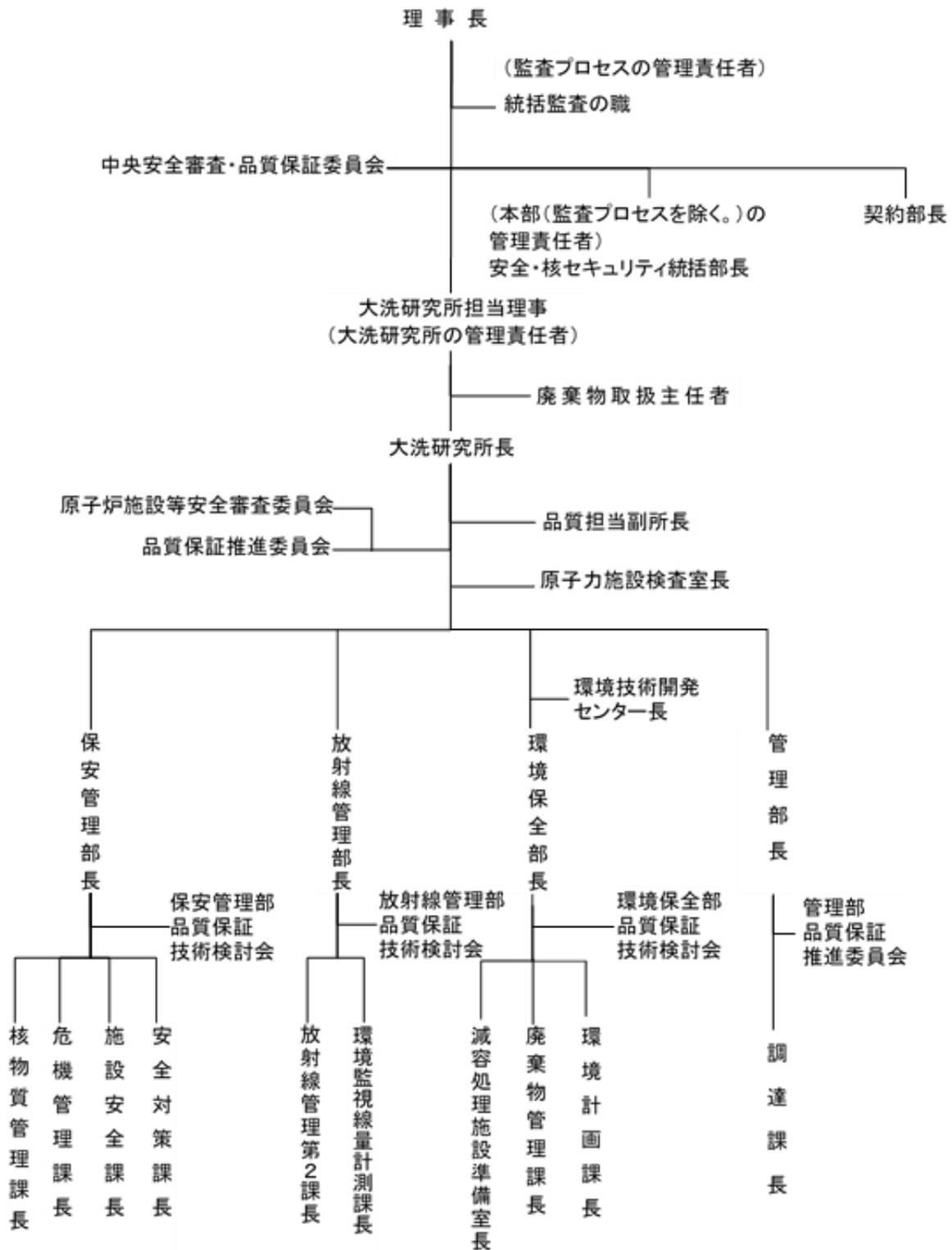


図 5.5.1 大洗研究所廃棄物管理施設保安管理組織図

文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書

制定日:2006年11月30日

改訂日:2021年1月1日

改訂番号:17

表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書体系

品質マネジメント計画書 (OS-P08) (一次文書)	本部 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	管理部 (二次文書)	環境保全部 (二次文書)	
							建設段階	運転段階
4.1 一般要求事項	—	—	・総則 (大洗-QAM-01)	・総則 (保安-QAM-01) ・重要度分類要領 (保安-QAM-02)	・総則 (放管部-QAM-01) ・重要度分類要領 (放管部-QAM-02)	・総則 (管理-QAM-01) ・重要度分類要領 (OWTF-QAM-02)	・総則 (廃管-QAM-01) ・重要度分類要領 (廃管-QAM-02)	—
4.2.3 文書管理	・文書及び記録管理要領 (QS-A01)	・大洗研究所文書及び記録の管理要領 (大洗-QAM-01)	—	—	—	—	—	—
4.2.4 記録の管理	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に資する実施要領 (QS-A09)	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動規則 (大洗-QAM-23)	—	—	—	—	—	—
5.1 経営者の関与	・品質目標の設定管理要領 (QS-A11) ・中央安全審査・品質保証委員会等の運営について (QS-A04)	・原子炉施設等安全審査委員会規則 (大洗-QAM-12) ・品質保証推進委員会規則 (大洗-QAM-11)	—	—	—	—	—	—
5.4.1 品質目標	・マネジメントレビュー実施要領 (QS-P02)	—	—	—	—	—	—	—
5.5.4 内部コミュニケーション	・教育訓練管理要領 (QS-A07)	・事故対策規則 (大洗-QAM-07)	—	—	—	—	—	—
5.6 マネジメントレビュー	・業務の計画及び実施管理要領 (QS-A12)	・大洗研究所放射線安全取扱手引 (大洗-QAM-61) ・大洗研究所内放射性物質等運搬規則 (大洗-QAM-22) ・大洗研究所放射性廃棄物管理要領 (大洗-QAM-81) ・大洗研究所PII設定評価要領 (大洗-QAM-24)	・業務の管理要領 (大洗-QAM-08)	・運転及び保守の管理要領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09)	—	・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12)	—
7.1 業務の計画	—	・大洗研究所フリーアクセス対応要領 (大洗-QAM-25)	—	—	—	—	—	—
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	—	—	—	—	—	—	—
7.3 設計・開発	・調達先の評価・選定管理要領 (QS-G01)	・大洗研究所調査管理要領 (大洗-QAM-02)	—	—	・設計・開発管理要領 (放管部-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (OWTF-QAM-05)	—	—
7.4 調達	—	—	—	—	—	—	—	—
7.5 業務の実施	—	・業務の管理要領 (大洗-QAM-08)	—	・運転及び保守の管理要領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09)	—	・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12)	—
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	・監視機器及び測定機器の管理要領 (放管部-QAM-06)	—	・監視機器及び測定機器の管理要領 (OWTF-QAM-07)	—
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要領 (QS-P03)	—	—	—	—	—	—	—
8.2.4 検査及び試験	—	・大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則 (大洗-QAM-41) ・大洗研究所溶接検査要領 (大洗-QAM-42)	—	—	・検査及び試験の管理要領 (放管部-QAM-08)	—	・検査及び試験の管理要領 (保安-QAM-08)	—
8.3 不適合管理	・不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (QS-A03)	・大洗研究所不適管理並びに是正処置及び未然防止処置要領 (大洗-QAM-03)	—	—	—	—	—	—

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

表 8.2.3 品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定

監視・測定するプロセス	監視・測定の実施責任者	計画されたプロセスと結果	監視項目	評価方法と頻度	
品質マネジメントシステム	理事長	品質方針、品質目標の設定及び実施状況	品質目標の達成状況	マネジメントレビュー（年度末及び必要に応じて）	
	所長	品質目標の設定及び実施状況		所長承認 半期ごと	
	部長			部長承認 半期ごと	
	課長			部長へ報告 半期ごと	
業務の計画及び実施のプロセス	建設段階の品質マネジメント活動に関する業務	建設段階に係る業務の計画の策定及び実施	建設段階に係る業務の実施状況	部長へ報告 年度ごと	
	運転管理	環境保全部長	年間放射性廃棄物処理計画の作成	放射性廃棄物処理の実施状況	センター長承認 年度ごと
	保守管理	廃棄物管理課長 減容処理施設準備室長 環境監視線量計測課長 放射線管理第2課長	施設管理実施計画の策定及び実施	施設管理の実施状況	環境保全部長承認 放射線管理部長承認 年度ごと
	核燃料物質の管理	廃棄物管理課長	核燃料物質によって汚染された物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の運搬	核燃料物質によって汚染された物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の運搬の実施状況	運搬の都度
	放射性廃棄物の管理	廃棄物管理課長	・放射性廃棄物の受入れ、廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理の実施	・放射性廃棄物の受入れ、廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理の実施状況	廃棄物管理課長の確認 廃棄の都度
		環境監視線量計測課長 放射線管理第2課長	・放射性液体廃棄物の年間の放出管理目標値に係る放出管理の実施	・放射性液体廃棄物の年間の放出状況	課長へ通知 四半期ごと
		放射線管理第2課長	・放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出管理の実施	・放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出状況	課長へ通知 四半期ごと
	放射線管理	廃棄物管理課長 環境監視線量計測課長	放射線業務従事者の線量限度の管理	放射線業務従事者の被ばく状況	所長へ報告 年度ごと 四半期ごと
非常の場合に講ずべき処置	課長 危機管理課長	総合的な訓練の計画	総合的な訓練の実施状況	所長へ報告 年度ごと	
改善のプロセス	理事長	品質マネジメント計画の適合性の確保、有効性の改善	品質マネジメント活動の実施状況	原子力安全監査 毎年度1回以上又は必要に応じて	
			不適合管理状況	マネジメントレビュー（年度末及び必要に応じて）	
	全ての管理者	品質マネジメントシステムの有効性評価	自己評価の実施状況	年1回以上（年度末及び必要に応じて）	

日本原子力研究開発機構	文書番号:QS-P08	
文書名 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書		
制定日:2006年11月30日	改訂日:2021年1月1日	改訂番号:17

表8.4 品質マネジメントシステムの分析データ

データ	関連する文書	8.4 データの分析及び評価(2)との関連*
施設設備等の運転状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗QAM-03)	(b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4 検査及び試験」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
核燃料物質等の管理状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗QAM-03)	(b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4 検査及び試験」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
放射性廃棄物(固体、気体、液体)の管理状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗QAM-03)	
放射線業務従事者の被ばく状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗QAM-03)	
保守管理の有効性評価	・保守管理要領(廃管-QAM-12) ・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗QAM-03)	(b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4 検査及び試験」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
非常の場合に講ずべき処置についての総合的な訓練の実施状況	・事故対策規則(大洗QAM-21) ・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗QAM-03)	(a)「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
原子力規制検査の指摘事項等	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗QAM-03)	(a)「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
官庁検査、定期事業者検査等での不適合	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗QAM-03)	(a)「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
不適合	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗QAM-03)	(a)「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
調達先の監査実施状況	・調達先の評価・選定管理要領(QS-G01) ・大洗研究所調達管理要領(大洗QAM-02) ・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗QAM-03)	(d)供給者の能力「7.4 調達」

\* 8.4 データの分析及び評価に係る改善のための情報の評価は、8.4 データの分析及び評価(2)の(a),(b),(c)を参照

改訂来歴

改訂番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考
1	2009年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OWTF建設のための品質保証活動(建設段階の品質保証活動)の追加。</li> <li>・大洗研究開発センター所長による品質監査から原子力安全監査への変更。ただし、平成21年4月1日より適用</li> <li>・廃棄物管理施設の調達に関しては契約部長が定める要領に基づくものとする。ただし、平成21年2月27日より適用</li> <li>・その他用語の見直しを実施(表現の見直し、記載の適正化)</li> </ul>				
2	2009年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安規定の改正に伴い、根本原因分析方法に関する内容を追加</li> <li>・不適合に関する情報公開の基準作成方法と公開方法を追記</li> <li>・その他用語の見直しを実施(表現の見直し、記載の適正化等)</li> </ul>				
3	2009年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部の組織変更に伴い、品質保証組織体制等の見直しを行う。</li> </ul>				
4	2010年 5月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JEAC4111-2009への準拠及び大洗研究開発センターの組織変更に関する保安規定の改正(4月1日付)に伴い、記載表現及び品質保証組織体制の見直しを行う。</li> <li>・各組織への適用、プロセスの監視及び測定、データの分析に関する内容を具体化する。</li> <li>・事業許可変更に伴う安全審査を「7.3設計・開発」に明確にする。</li> </ul>				

改訂 番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 其他所要の見直し（記載の適正化等）。</li> </ul>				
5	2012年 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安規定の改正に伴い、監査プロセスの管理責任者として統括監査の職を設ける条項及び品質保証組織体制図の変更。</li> <li>・ 大洗研究開発センターにおける各部の不適合管理要領をセンターの管理要領に統合するための変更。</li> <li>・ 其他所要の見直し（記載の適正化等）。</li> </ul>				
6	2012年 8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安規定の改正に伴い、品質マネジメントシステム文書体系の表に大洗研究開発センター放射性廃棄物管理要領を追加するための変更。</li> <li>・ 大洗研究開発センターにおける各部の文書及び記録の管理要領をセンターの管理要領に統合するための変更。</li> <li>・ 保安規定と整合を図るため、本部及びセンターの二次文書を追加するための変更。</li> <li>・ 其他所要の見直し（記載の適正化等）。</li> </ul>				
7	2014年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則が制定されたことに伴い、規則の内容を取り入れたための変更。</li> <li>・ 其他所要の見直し（記載の適正化等）。</li> </ul>				

改訂 番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考
8	2014年 4月1日	・平成26年4月1日付け組織改編に伴う名称等の変更。				
9	2015年 2月2日	・廃棄物管理施設品質マネジメントシステム文書体系について、センターの教育・訓練管理要領をセンター共通の二次文書として制定したため、当該要領を追加し、環境保全部の建設段階の教育・訓練管理要領を削除。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）				
10	2015年 4月1日	・法人名称の変更に伴う見直し				
11	2016年 7月11日	・不適合の是正処置を踏まえた見直し ・平成26年度及び平成27年度原子力安全監査の所見を受けた所要の見直し				
12	2018年 4月1日	・組織改正に伴う見直し ・担当理事を研究所の管理責任者としたことに伴う見直し（廃止された会議体を削除） ・その他所要の見直し（記載の適正化等）				

改訂 番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考
13	2018年 7月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固体廃棄物減容処理施設 (OWTF) の建設工事完了及び大洗大型施設建設室長の業務終了に伴う見直し</li> <li>・ その他所要の見直し (記載の適正化等)</li> </ul>				
14	2018年 9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安規定の改正に伴う 5.5.1 項及び 7.3.1 項の説明責任に係る記載、7.2.2 項のレビューに係る記載等の整合</li> <li>・ その他所要の見直し (記載の適正化)</li> </ul>				
15	2019年 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2. 適用範囲に記載された「建設段階」、「試運転段階」、「運転段階」及び「廃止措置段階」の4つの段階について、内容を明確にするために定義した。</li> </ul>				
16	2020年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年4月1日施行の「原子炉等規制法」改正に伴い、新たな技術基準として施行される「品質管理基準規則」の要求事項との整合を図った。</li> </ul>				
17	2021年 /月 /日	<p>保安規定変更認可申請及び補正申請に係る規制庁との面談の結果を受けて、機構の品質マネジメント計画書 (ひな形) に解釈の趣旨を追加する改訂を行った。また、保安規定との整合確認による見直しを行った。</p>				

添 付 書 類

## 添 付 書 類

- I 放射線による被ばくの防止に関する説明書
- II 主要な特定廃棄物管理施設の耐震性に関する説明書
- III 主要な容器及び管の耐圧強度に関する説明書
- IV 技術基準への適合に関する説明書
- V 特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の分割申請の理由に関する説明書
- VI 設計及び工事の計画に係る「廃棄物管理事業変更許可申請書」との整合性に関する説明書
- VII 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書に係る「廃棄物管理事業変更許可申請書」との整合性に関する説明書

## I 放射線による被ばくの防止に関する説明書

該当事項なし

## Ⅱ 主要な特定廃棄物管理施設の耐震性に関する説明書

該当事項なし

### Ⅲ 主要な容器及び管の耐圧強度に関する説明書

該当事項なし

#### IV 技術基準への適合に関する説明書

廃棄物管理施設のうち、今回の申請に係る設備における「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」との適合性について、以下に説明する。

技術基準の条項		適用の区分		適合性
		有・無	項・号	
第一条	定義	無		別添－1による。
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設	無		別添－2による。
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持	無		別添－3による。
第四条	核燃料物質の臨界防止	無		別添－4による。
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	無		別添－5による。
第六条	地震による損傷の防止	無		別添－6による。
第七条	津波による損傷の防止	無		別添－7による。
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	無		別添－8による。
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	無		別添－9による。
第十条	閉じ込めの機能	無		別添－10による。
第十一条	火災等による損傷の防止	有	第1項、第2項、第3項	別添－11による。
第十二条	安全機能を有する施設	有	第1項	別添－12による。
第十三条	材料及び構造	無		別添－13による。
第十四条	搬送設備	無		別添－14による。
第十五条	計測制御系統施設	無		別添－15による。
第十六条	放射線管理施設	無		別添－16による。
第十七条	受入施設又は管理施設	無		別添－17による。

第十八条	処理施設及び廃棄施設	無		別添-18による。
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	無		別添-19による。
第二十条	遮蔽	無		別添-20による。
第二十一条	換気設備	無		別添-21による。
第二十二条	予備電源	無		別添-22による。
第二十三条	通信連絡設備等	無		別添-23による。
第二十四条	電磁的記録媒体による手続き	無		別添-24による。

(定義)

**第一条** この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

**2** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放射線 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号。以下「第一種埋設規則」という。）第二条第二項第一号に規定する放射線又は核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号。以下「廃棄物管理規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 放射性廃棄物 第一種埋設規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物又は廃棄物管理規則第一条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

三 管理区域 第一種埋設規則第二条第二項第三号に規定する管理区域又は廃棄物管理規則第一条第二項第三号に規定する管理区域をいう。

四 周辺監視区域 第一種埋設規則第二条第二項第四号に規定する周辺監視区域又は廃棄物管理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。

五 安全機能 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な機能をいう。

六 安全上重要な施設 安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。

[適合性の説明]

「定義」のため、本条項は該当しない。

(特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設)

**第二条** 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置することができる。

**2** 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に係る図面を添付して申請しなければならない。

[適合性の説明]

廃棄物管理施設は、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」の規定により廃棄物管理施設を施工することから、本条項は該当しない。

(廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持)

**第三条** 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める廃止措置期間性能維持施設（第一種埋設規則第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設をいう。）又は性能維持施設（廃棄物管理規則第三十五条の五の二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、それぞれ当該施設を維持しなければならない。

[適合性の説明]

廃棄物管理施設は、廃止措置中ではないことから、本条項は該当しない。

(核燃料物質の臨界防止)

**第四条** 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

廃棄物管理施設において取り扱う廃棄物は、核燃料物質で汚染されたもの等であるが、核燃料物質で汚染された廃棄物は固体廃棄物のみであり、廃棄物管理を行う放射性廃棄物のうち固体廃棄物中の容器あたりのプルトニウムの重量及び核分裂性物質の重量を制限していることから、臨界に達することはないため、本条項は該当しない。

(特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤)

**第五条** 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(地震による損傷の防止)

**第六条** 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力(安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

第1項について

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

第2項及び第3項について

廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないため、本条項は該当しない。

(津波による損傷の防止)

**第七条** 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

[適合性の説明]

廃棄物管理施設は、津波による遡上波が到達しない標高にあることから、本条項は該当しない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

**第八条** 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

**2** 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により当該施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)

**第九条** 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(閉じ込めの機能)

**第十条** 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。

- 一 流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。
- 二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。
- 三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。
- 四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。
  - イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。
  - ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。
  - ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十六条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(火災等による損傷の防止)

**第十一条** 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。）が設置されたものでなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。

4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。

5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

#### 第1項について

廃棄物管理施設の全ての建家には自動火災報知設備を設けており、これらを警備所の受信機に接続することにより、常時監視できる設計としている。

自動火災報知器の新設等に係る設工認申請は、消防法に基づき設置している。

廃棄物管理施設の自動火災報知設備は、主に部屋ごとに区画を設定して感知器を設置し、建家ごとに設けた火災受信機に火災警報の発報及び火災を検知した区画の表示を行う。また、火災を検知した場合は、管理機械棟の複合火災受信機及び警備所の監視盤に火災信号を表示する。

本設工認において、廃液貯留施設Ⅰの附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽、排水監視施設\*<sup>1</sup>及び固体集積保管場Ⅰにおける火災の早期検知のため、感知器を設置する。設置した感知器の警報については、廃棄物管理施設用廃液貯槽及び排水監視施設は廃液貯留施設Ⅰの火災受信機に、固体集積保管場Ⅰはα一時格納庫の火災受信機にそれ

ぞれ接続する。また、 $\alpha$ 一時格納庫の1階に感知器1個を追加設置する。

なお、廃液貯留施設Ⅰの火災受信機は、廃棄物管理施設用廃液貯槽及び排水監視施設からの感知器の警報接続に伴い更新する。

自動火災報知設備は、設置場所の環境状況に適合した感知器を選定して設置することとしており、当該設工認においては、火災の早期発見に有効な煙式光電式スポット型感知器を設置する。

感知器の設置については、消防法により感知器の感知面積（1つの感知器が有効に火災を感知できる面積）が定められており、煙式光電式スポット型感知器の場合、設置高さが4m未満の場合は150㎡、設置高さが4m～20m未満の場合は75㎡とされている。

廃液貯留施設Ⅰについては、施設の床面積及び高さに基づき、貯槽室に空気管式の感知器を10個、汚染検査室、玄関等に煙式光電式スポット型感知器を4個設置している。貯槽室には、スレート又は鉄板でふいた屋根の倉庫、工場等の大空間で、水蒸気が多量に滞留する場所や結露が発生する場所でも使用可能な差圧式分布型感知器（空気管式）を採用している。

廃棄物管理施設用廃液貯槽及び排水監視施設については、施設の床面積及び高さに基づき、感知器をそれぞれ1個設置する。

固体集積保管場Ⅰについては、鉄骨梁（高さ0.9m）で区画された西側エリアの床面積及び高さに基づき、煙式光電式スポット型感知器5個<sup>\*2</sup>を設置する。

$\alpha$ 一時格納庫については、施設の床面積及び高さに基づき、地階に5個、1階に2個、合計7個の煙式光電式スポット型感知器を設置しており、本設工認で感知器1個を追加設置することから合計8個となる。 $\alpha$ 一時格納庫の1階及び地階の天井梁の寸法を図-4に示す。

管理機械棟については、玄関に複合火災受信機を設置している。また、施設の床面積及び高さに基づき、16個（1階：13個、2階：3個）の煙感知器、22個（1階：15個、2階：7個）の差動式スポット型熱感知器及び4個（1階：3個、2階：1個）の定温式スポット型熱感知器を設置している。

自動火災報知設備配置図を図-1～図-5に、感知器の設置状況及び設置根拠を別表に示す。

#### \*1 排水監視施設への感知器設置について

排水監視施設は、地下に処理済廃液を一時貯留する鉄筋コンクリート製貯槽、地上に操作室を有する建物である。

廃棄物管理事業変更許可申請書に記載のある「放出前廃液を排出する設備（排水監視施設）を除き」は地下の鉄筋コンクリート製貯槽を示しているものであり、本

設工認で感知器を設置するのは地上の操作室内である。

\*2 固体集積保管場 I への感知器設置について

- (1) 固体集積保管場 I は、消防法施行令32条に基づき、「消防用設備等基準の特例適用申請書」を大洗町消防長に平成16年2月に申請し受理されている。
- (2) 固体集積保管場 I は、巡視やブロック型廃棄物パッケージ搬入作業等を行う場合以外は建家内に人が不在となる。巡視や搬入作業等により建家内に人がいる場合は、火災が発生した場合、人が発見できることから、人が不在となったときの検知が必要である。

固体集積保管場 I において、人が不在となるときに通電していて発火源となりうるものは、電灯盤及びフォークリフト充電用コンセントであることから、人がいない場合であっても電灯盤及びフォークリフト充電用コンセントの発火を検知できるように対応する。

① 照明設備について

照明設備は、建家内でのブロック型廃棄物パッケージ取扱作業や各種点検等を行う場合に点灯させ使用する。建家内に人がいる場合は照明設備に異常が発生しても人が発見可能であることから、人がいない場合に通電している電灯盤の発火を検知できるようにする。

② フォークリフト充電用コンセントについて

固体集積保管場 I の荷役設備であるフォークリフトは電動式である。使用に当たっては充電が必要であることから、フォークリフト置場の西側の壁に充電用コンセントを設けている。人が不在であっても充電する場合があるため、発火を検知できるようにする。

- (3) 感知器は、消防法に基づき設置する。

以上のことから、固体集積保管場 I の西側エリア（床面積約320m<sup>2</sup>）を警戒区域とし、面積から煙式光電式スポット型感知器5個を設置する。

固体集積保管場 I は、消防法施行令第32条に基づき消防用設備等の技術基準の適用除外を受けている施設であることから、原子炉等規制法に基づき事業者として感知器を自主設置する。

また、倉庫については、西側エリアに移動し、枕木については鋼製のものに交換済みであり、区画用チェーン等についても金属製に交換し西側エリア以外の区域には可燃物を置かないようにする。

なお、(2)については人がいない場合は消灯することを、また、西側エリア以外の区域には可燃物を置かないことを下部規定に定め管理する。

## 第2項について

廃棄物管理施設に設置している消火設備及び警報設備は、故障、損壊又は異常な作動により施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがない設計としている。

消火器、消火栓設備の消火設備及び自動火災報知設備は、故障、損傷又は異常な作動により施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがない設計としており、申請範囲の自動火災報知設備については、他の安全機能と系統を別にするよう警報用ケーブルを個別に敷設することで、損壊又は異常な作動があっても他の安全機能に影響を与えることはない。故障にあつては、安全側に火災警報が発せられるようにしている。また、消火器、消火栓設備の消火設備及び自動火災報知設備の主構成部品は、日本消防検定協会の検定品であり、信頼性の高い、故障の少ないものを採用することとしている。

## 第3項について

火災の発生を防止するため、主要な設備及び機器は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用するが、やむを得ず不燃性又は難燃性以外の材料（ネオプレンゴム、ポリカーボネイド及びPVC）を使用する場合は、付近の着火源を排除し、熱影響がないように設計する。

本設工認における自動火災報知器の新設等に係る部分では、固体集積保管場Iと $\alpha$ 一時格納庫の間に波付硬質ポリエチレン管を使用するが、埋設部分となることから、着火源がなく熱の影響も受けない。

火災報知設備の警報用ケーブルは、鋼製電線管又は合成樹脂製可とう電線管（難燃性）を使用して敷設する。敷設に当たり、ケーブルラック等を使用する場合には、可燃物を置く場所から離れるようなルートを選択する。

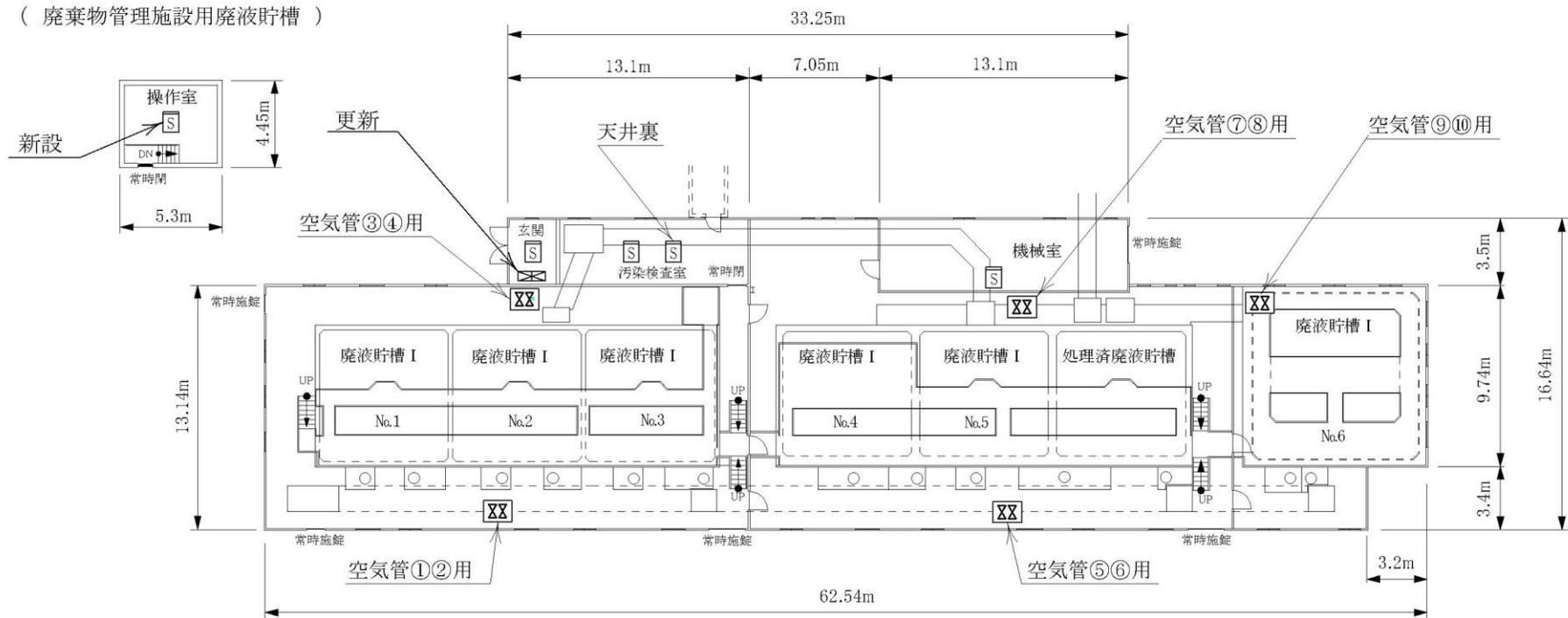
可燃物を置く場合には、火災の影響評価を行い、施設等に影響を与えないような可燃物の量や距離を定め、それをマニュアル等に記載し管理するとともに、具体的な可燃物量の掲示や床に距離の表示を行うなど実効性を考慮した対応を行う。

本設工認における感知器の追加設置は、電線管やラック等は火炎に曝されない地下を除き不燃性又は難燃性材料であり、認定されたケーブルや消防法に適合した感知器を使用すること、警報用ケーブルは難燃性であり物量が少ないことから、許可時の評価に影響を与えないため、本設工認には記載していない。

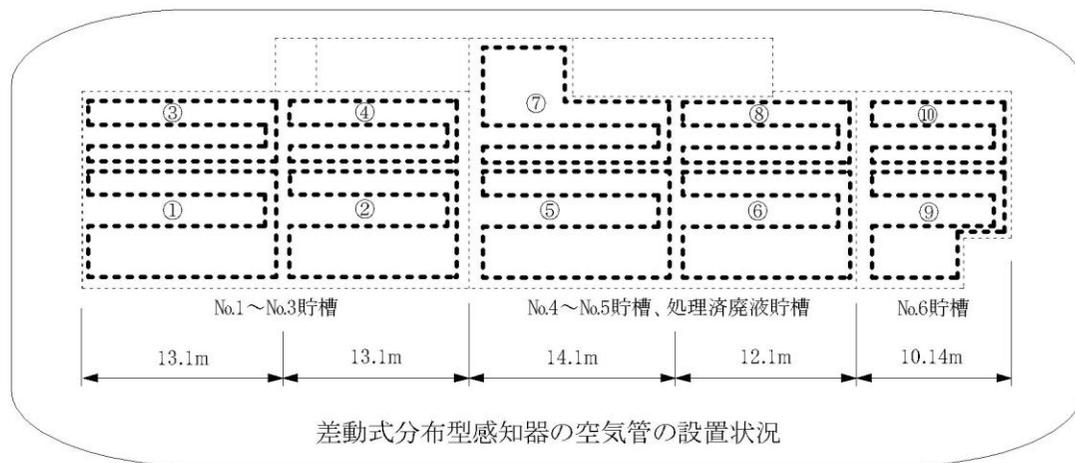
第4項及び第5項について

廃棄物管理施設では、水素の発生のおそれのある放射性廃棄物は受け入れないことから、本条項は該当しない。

( 廃棄物管理施設用廃液貯槽 )

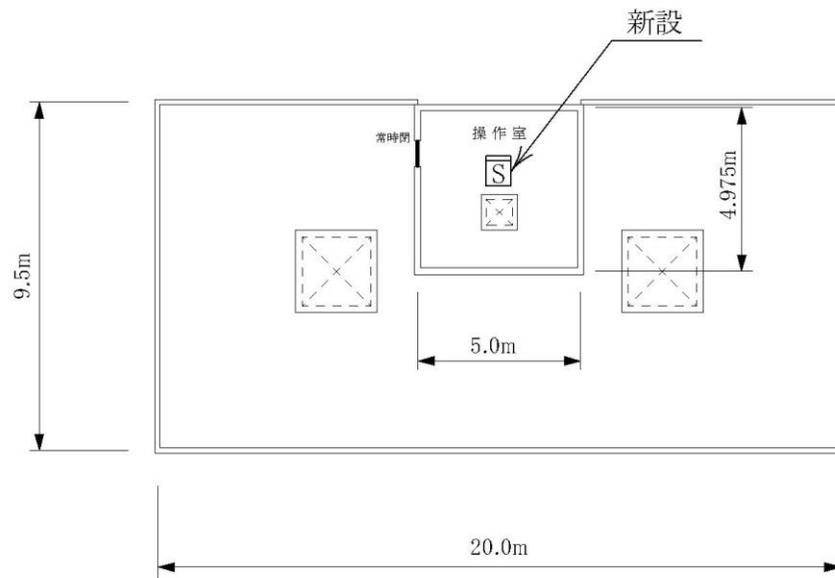


( 廃液貯留施設 I )



差動式分布型感知器の空気管の設置状況

図-1 廃液貯留施設 I (廃棄物管理施設用廃液貯槽) 自動火災報知設備配置図



☐S : 光電式感知器

図-2 排水監視施設自動火災報知設備配置図

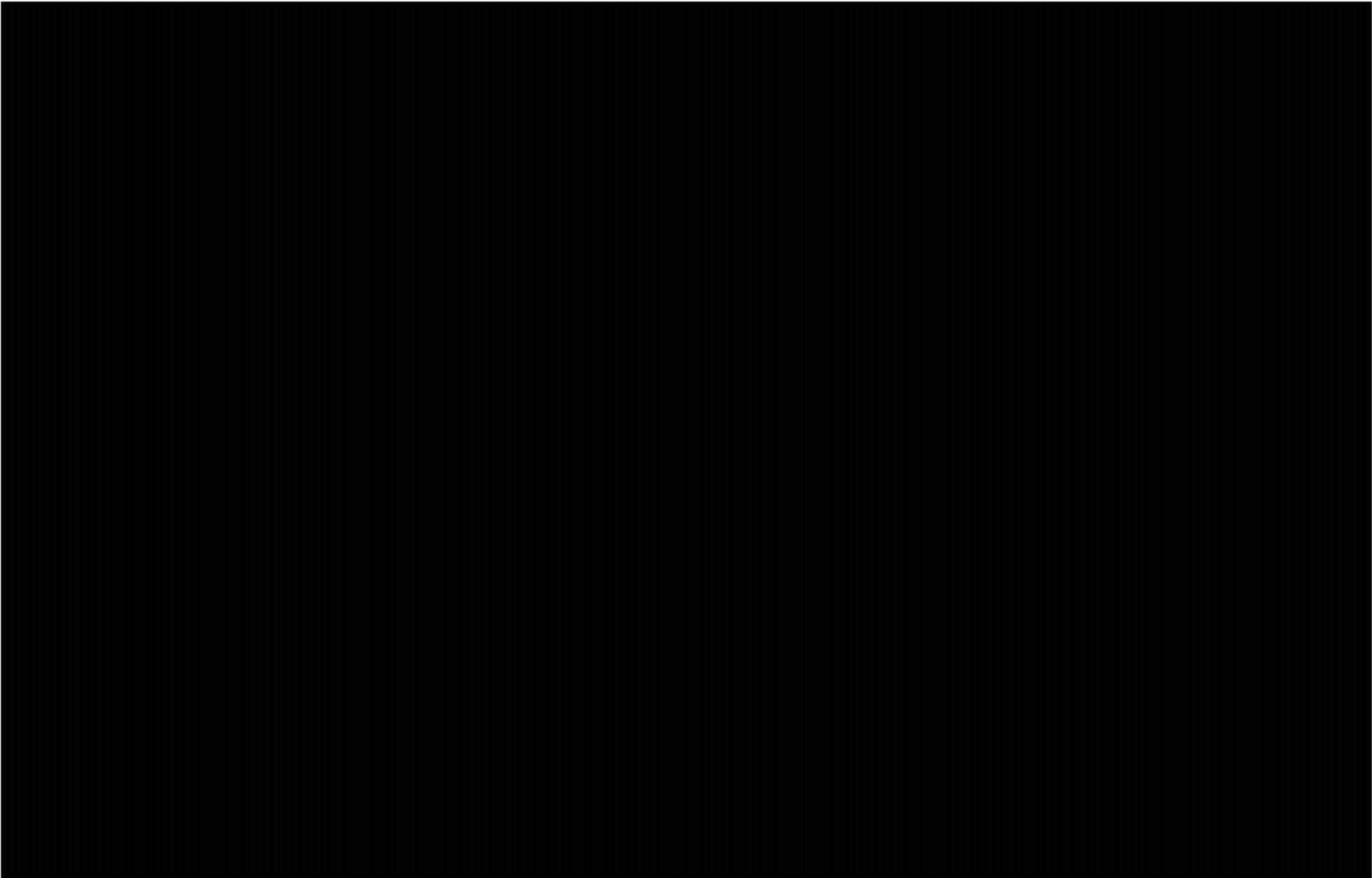
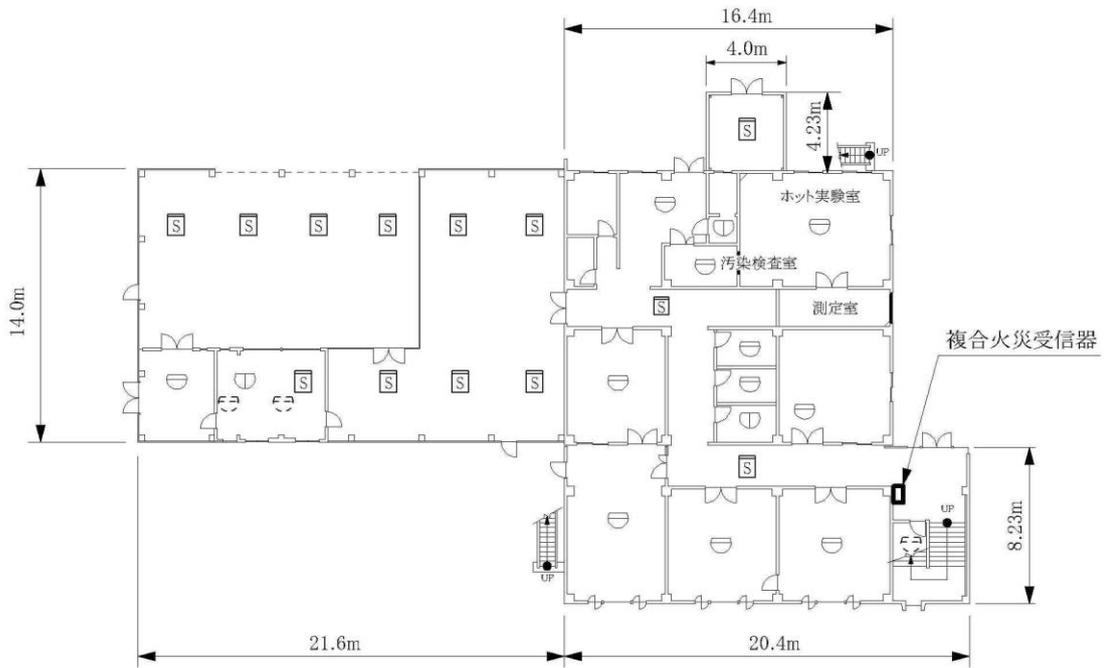
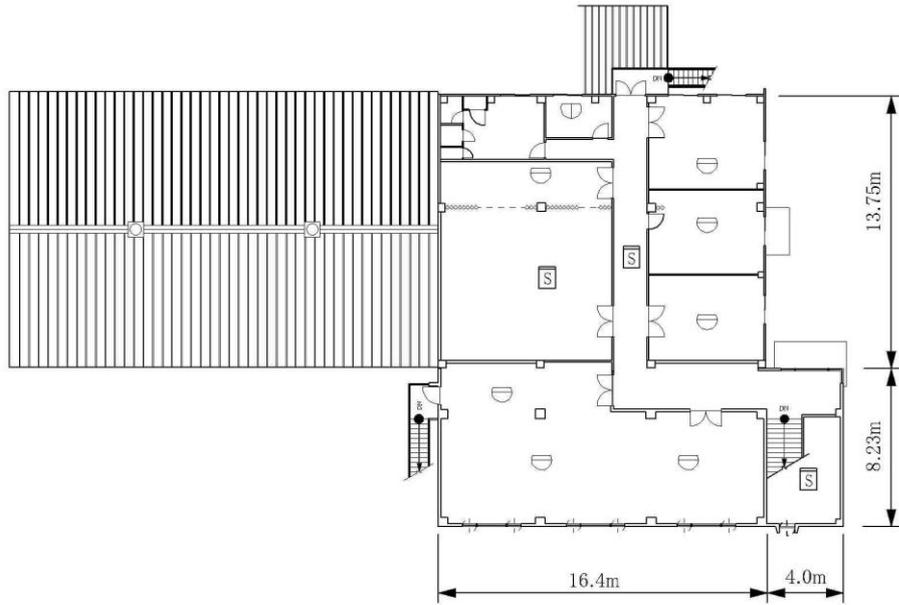


図-3 固体集積保管場 I 自動火災報知設備配置図





- ☐S : 煙感知器
- ⊖ : 差動式スポット型熱感知器
- ⊕ : 定温式スポット型熱感知器

図-5 管理機械棟自動火災報知設備配置図

別表 感知器の設置状況 (1/2)

建 家 名	区域	床面積 (m <sup>2</sup> )	高さ (m)	部屋名	感知器			設置根拠	
					種類	種別	個数		
廃液貯留施設 I	①	350.556	5.631	No.1～No.3 貯槽	熱式	差動式分布型空気管式	2種	4個	感知区域の面積は600m <sup>2</sup> 以下、空気管の露出部分は感知区域ごとに20m以上、検出部に接続する空気管の長さは、100m以下とすることから、No.1～No.3 貯槽の床面積及び高さから、4区画に分割して設置
	②	45.808 (天井裏)	-	汚染検査室 (天井裏)	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型 <sup>*1</sup> )	2種	1個	傾斜している天井裏で、平均高さが0.5m以上あることから、感知面積が150m <sup>2</sup> の感知器1個を設置
		45.808	2.80	汚染検査室	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	1個	床面積及び高さから、感知面積が約150m <sup>2</sup> の感知器1個となるが、汚染検査室と玄関に区画していることから、それぞれの区画に感知面積が約150m <sup>2</sup> の感知器1個を設置
	玄関			煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	1個		
	③	370.898	5.631	No.4～No.5 貯槽 処理済廃液貯槽	熱式	差動式分布型空気管式	2種	4個	感知区域の面積は600m <sup>2</sup> 以下、空気管の露出部分は感知区域ごとに20m以上、検出部に接続する空気管の長さは、100m以下とすることから、No.4～No.5 貯槽及び処理済廃液貯槽の床面積及び高さから、4区画に分割して設置
	④	51.590	5.631	機械室	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	1個	機械室の床面積及び高さから、感知面積が75m <sup>2</sup> の感知器1個を設置
⑤	129.998	5.631	No.6 貯槽	熱式	差動式分布型空気管式	2種	2個	感知区域の面積は600m <sup>2</sup> 以下、空気管の露出部分は感知区域ごとに20m以上、検出部に接続する空気管の長さは、100m以下とすることから、2区画に分割して設置	
廃液貯留施設 I (廃棄物管理施設用廃液貯槽)	⑥	23.585	3.82	操作室	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	1個	操作室の床面積及び高さから、感知面積が約150m <sup>2</sup> の感知器1個を設置
排水監視施設	⑦	24.875	2.80	操作室	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	1個	操作室の床面積及び高さから、感知面積が約150m <sup>2</sup> の感知器1個を設置
α一時格納庫	⑧	120.274	2.9	地下格納室	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	4個	地下格納室の床面積、高さ及び格納室が0.45mのはりて4つに区画されていることから、安全側に感知面積150m <sup>2</sup> の感知器をそれぞれの区画に1個ずつ設置(合計4個)
	⑨	29.79	2.9	地下機械室	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	1個	地下機械室の床面積及び高さから、感知面積150m <sup>2</sup> の感知器1個を設置
	⑩	153.477	6.3	1階	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	3個	1階の床面積及び高さから、感知面積が75m <sup>2</sup> の感知器を既設の2個と新たに追加する1個の合計3個設置
固体集積保管場 I	⑪	319.24 <sup>*2</sup>	6.7	操作室	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	5個	西側の0.9mのはりてで囲まれたエリアの床面積及び高さから、感知面積が75m <sup>2</sup> の感知器を5個設置

注記   : 既設

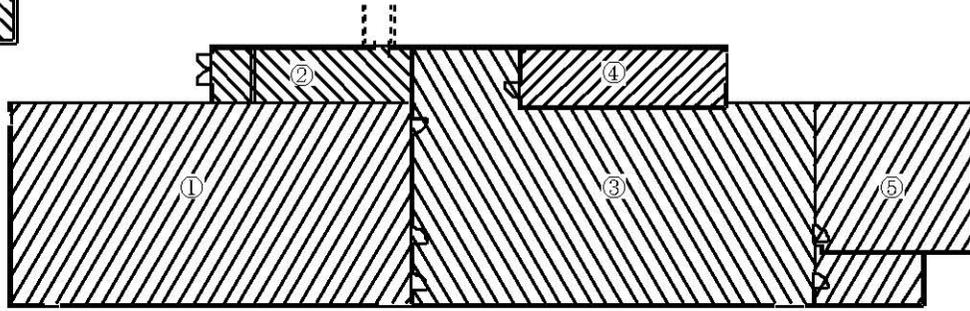
\*1 : 蓄積機能とは、受信機と感知器に持たせられる機能の一つ。一過性の煙の発生では感知器を即時作動させず、一定時間の継続があってから警報を発信するもの。

\*2 : 固体集積保管場 I 西側の0.9mのはりてで囲まれたエリア上部の鉄骨部分の面積(固体集積保管場 I 全体の床面積は3,060.85 m<sup>2</sup>)

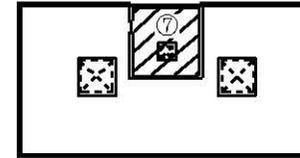
別表 感知器の設置状況 (2/2)

建家名	区域	床面積 (m <sup>2</sup> )	高さ (m)	部屋名	感知器			設置根拠	
					種類	種別	個数		
管理機械棟	⑫	393.29	2.7	1階(居室) (階段下倉庫含む)	熱式	差動式スポット型	2種	12個	当該区域内の区画された部屋は全て床面積70m <sup>2</sup> 以下であり、区画ごとに感知面積が70m <sup>2</sup> の感知器12個を設置
				1階 (湯沸室、脱衣浴室)	熱式	定温式スポット型	1種	2個	当該区域内の区画された部屋は床面積60m <sup>2</sup> 以下であり、区画ごとに感知面積が60m <sup>2</sup> の感知器2個を設置
			2.3	1階(廊下)	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	2個	1階の廊下は床面積150m <sup>2</sup> 以下であるが、感知面積が150m <sup>2</sup> の感知器2個を設置
	⑬	268.17	2.7	2階(居室)	熱式	差動式スポット型	2種	6個	2階居室は床面積114m <sup>2</sup> であるが、感知面積が70m <sup>2</sup> の感知器3個を設置 その他の区画された部屋は全て床面積70m <sup>2</sup> 以下であり、区画ごとに感知面積が70m <sup>2</sup> の感知器3個を設置
				2階 (湯沸室)	熱式	定温式スポット型	1種	1個	湯沸室は床面積6.8m <sup>2</sup> であり、感知面積が60m <sup>2</sup> の感知器1個を設置
			2.3	2階(廊下)	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	1個	2階の廊下は床面積150m <sup>2</sup> 以下であり、感知面積が150m <sup>2</sup> の感知器1個を設置
	⑭	92.22	2.7	2階 (大会議室)	熱式	差動式スポット型	2種	1個	大会議室の床面積及び高さから、感知面積が150m <sup>2</sup> の感知器1個を設置 但し、一部アコーディオンカーテンで区画されており、その区画には、感知面積が70m <sup>2</sup> の感知器1個を設置
					煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	1個	
	⑮	32.9	6.1	階段	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	1個	階段の床面積及び高さから、感知面積が150m <sup>2</sup> の感知器1個を設置
	⑯	16.9	3.55	給排気室 (1階)	煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	1個	給排気室の床面積及び高さから、感知面積が150m <sup>2</sup> の感知器1個を設置
	⑰	302.4	2.43	機械室(監視室)	熱式	差動式スポット型	2種	2個	監視室は床面積20.7m <sup>2</sup> であるが、感知面積が40m <sup>2</sup> の感知器2個を設置
			2.48						
			6.0	機械室	熱式	差動式スポット型	2種	1個	機械室のうち工作室は床面積32.4m <sup>2</sup> であり、感知面積が25m <sup>2</sup> の感知器を各1個設置
4.8 (軒先)	熱式	定温式スポット型	特種		1個				
				煙式	光電式スポット型 (非蓄積型)	2種	10個	監視室床面積270m <sup>2</sup> であり、感知面積が75m <sup>2</sup> の感知器10個を設置	

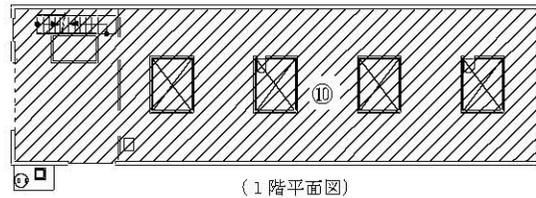
(廢棄物管理施設用廃液貯槽)



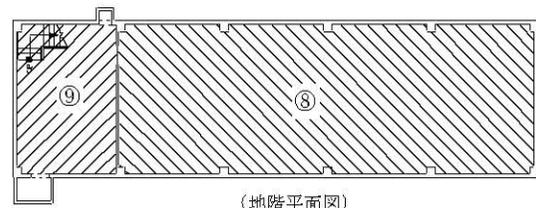
廃液貯留施設 I



排水監視施設



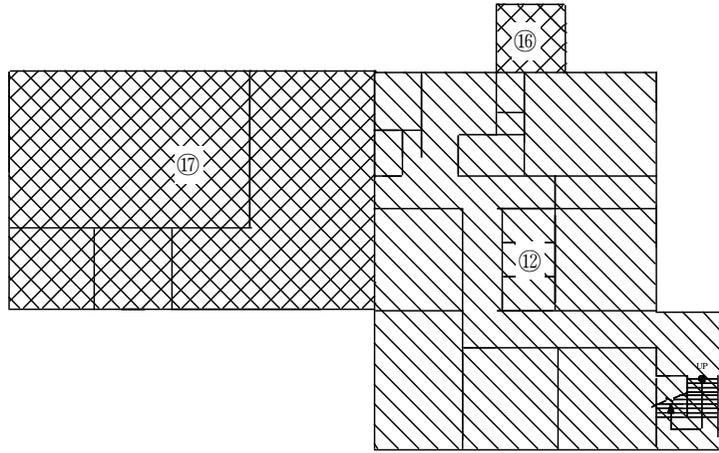
(1階平面図)



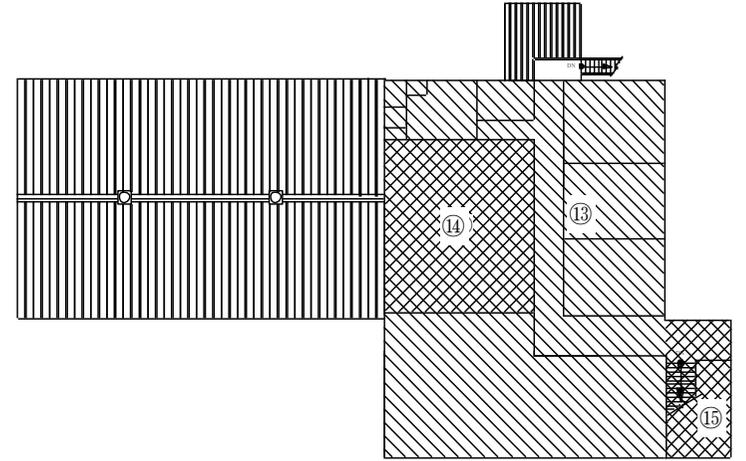
(地階平面図)

α一時格納庫





管理機械棟 1階



管理機械棟 2階

管理機械棟

(安全機能を有する施設)

**第十二条** 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

**2** 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。

**3** 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

第1項について

本申請に係る自動火災報知設備は、既設の自動火災報知設備と同様に、消防法に準拠し、適切に設置されているものであり、施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができる設計としている。また、安全機能を維持するため、適切な保守及び修理ができる設計としている。

第2項について

自動火災報知設備は、安全上重要な施設又は当該施設が属する系統ではないことから、本条項は該当しない。

第3項について

自動火災報知設備は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合はないことから、本条項は該当しない。

(材料及び構造)

**第十三条** 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第五十一条の八第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

- 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。
- 二 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 不連続で特異な形状でないものであること。

ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。

ハ 適切な強度を有するものであること。

ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

- 2 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であり、容器及び管並びにこれらを支持する構造物ではないことから、本条項は該当しない。

(搬送設備)

**第十四条** 放射性廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。

- 一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。
- 二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(計測制御系統施設)

**第十五条** 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(放射線管理施設)

**第十六条** 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。

- 一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率
  - 二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
  - 三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度
  - 四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度
  - 五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量
- 2** 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されていなければならない。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(受入施設又は管理施設)

**第十七条** 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられたものでなければならない。

**2** 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。

- 一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。
- 二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。
- 三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じたものであること。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(処理施設及び廃棄施設)

**第十八条** 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）

は、次に掲げるところによるものでなければならない。

- 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
  - 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
  - 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
  - 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
  - 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 2** 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならない。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(放射性廃棄物による汚染の防止)

**第十九条** 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(遮蔽)

**第二十条** 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。

- 2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であり、遮蔽機能を有しないことから、本条項は該当しない。

(換気設備)

**第二十一条** 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
- 三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- 四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(予備電源)

**第二十二條** 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(通信連絡設備等)

**第二十三条** 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。

3 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。

[適合性の説明]

自動火災報知設備は、消防設備であることから、本条項は該当しない。

(電磁的記録媒体による手続)

**第二十四条** 第二条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

[適合性の説明]

廃棄物管理施設は、第二条に該当しないことから、本条項は該当しない。

V 特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の  
分割申請の理由に関する説明書

## 分割申請の理由

新規制基準に基づく廃棄物管理事業変更許可に係る特定廃棄物管理施設の変更は、以下のとおりである。

廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請の対象は、新たに設置又は更新する設備や追加の工事を伴う設備に加え、設計の変更を行う全ての建家等のほか、新たに規制の対象となる設備であり、事業変更許可申請書の「廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類」で示した建家等である。

設工認対象の廃棄物管理施設は別表－１の「設工認の分割申請」に示すとおり 19 の施設で構成され申請内容も多岐にわたることから、新規制基準に対応する工事を段階的に進めるため、分割して設工認を申請する。また、新規制基準の適合性確認の完了までの廃棄物管理施設全体の工事及び本設工認の工事と全体の工事との関係は、別図－１の「新規制基準の適合性確認の完了までの廃棄物管理施設全体の工事フロー」に示すとおりである。

なお、前述のとおり、設工認申請の対象は、廃棄物管理事業変更許可申請書の「廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類」で示した建家等であり、設工認の分割申請との関係は、別表－２の「廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類と分割申請」に示すとおりである。また、設工認申請の対象設備と「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」との関係は、別表－３の「廃棄物管理施設に係る設工認申請設備ごとの特定廃棄物管理施設の「技術基準」に関する規則一覧」に示す。

本設工認では、廃液貯留施設Ⅰ（廃棄物管理施設用廃液貯槽）、排水監視施設、固体集積保管場Ⅰ及び $\alpha$ 一時格納庫に自動火災報知設備を追加設置するとともに、追加した自動火災報知設備の信号を管理機械棟の複合火災受信器への接続を申請する。

別表-1 設工認の分割申請

廃棄物	主な工程	施設	申請内容								
			位置及び構造の規則 条項						新たに規制対象となった設備の追加	廃棄物管理施設の増設	
			二	四	八			十八十九			
			遮蔽スラブの追加	火災報知設備の追加	竜巻に対する設備の変更	竜巻に対する建家の改修	仮設緩衝体の整備	外部からの衝撃による損傷の防止の評価			構内一斉放送設備の追加
液体	受入	廃液貯留施設Ⅰ		①-1				②		②	
		廃液貯留施設Ⅱ						②		②	
		有機廃液一時格納庫			[②]			[②]		[②]	
	処理	廃液処理棟			②	②		②		②	
		排水監視施設		①-1				②		②	
		管理機械棟		①-1	②			②		②	
固体	受入	β・γ一時格納庫Ⅰ					②		②		
		α一時格納庫		①-1	②			②		②	
	処理	β・γ固体処理棟Ⅰ						②		②	
		β・γ固体処理棟Ⅱ						②		②	
		β・γ固体処理棟Ⅲ						②		②	
		β・γ固体処理棟Ⅳ			②			②		②	
		α固体処理棟						②		②	
		固体廃棄物減容処理施設						補		②	申
	管理	固体集積保管場Ⅰ	申	①-1				②		②	
		固体集積保管場Ⅱ						②		②	
		固体集積保管場Ⅲ						②		②	
		固体集積保管場Ⅳ						②		②	
		α固体貯蔵施設						②		②	
その他の施設							②		①-2	②	

申 : 申請中  
 補 : 申請書を補正  
 ①-1 : 1次申請その1、 ①-2 : 1次申請その2  
 ② : 2次申請

[②] : 廃棄物管理事業の変更許可を行い施設を廃止する予定

別表－２ 廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類と分割申請

施設区分	① 直接的安全機能		② 支援的安全機能					③ その他の安全機能					分割申請			
	遮蔽等	閉じ込め機能	火災等による損傷の防止	地震や津波による損傷防止	外部からの衝撃による損傷の防止	不法な侵入等の防止	計測制御機能	放射線管理機能	処理機能	廃棄機能	管理機能	電源機能		通信連絡機能		
1 廃液処理棟	建家	建家			○	○	○							②		
		管理区域境界のさく、扉、壁					○								②	
		天井クレーン							○						②	
	液体廃棄物の処理施設	廃液蒸発装置Ⅰ	蒸気室		○	○				○					②	
			カランドリア		○	○				○					②	
			強制循環ポンプ		○	○				○					②	
			蒸気圧縮機		○	○				○					②	
			濃縮液受槽		○	○				○					②	
			ピット		○	○				○					②	
		化学処理装置	凝集沈澱槽		○	○				○						②
			排泥槽		○	○				○						②
			スラッジ貯槽		○	○				○						②
			砂ろ過塔		○	○				○						②
			分析フード		○	○				○						②
		廃液蒸発装置Ⅱ	堰・ピット		○	○										②
			蒸発缶	○	○	○				○						②
			充填塔	○	○	○				○						②
			凝縮器	○	○	○				○						②
	濃縮液受槽		○	○	○				○						②	
	セメント固化装置	堰・ピット		○	○										②	
		凍結再融解槽		○	○				○						②	
		スラッジ槽		○	○				○						②	
		濃縮液槽		○	○				○						②	
		混練機		○	○				○						②	
	放射線管理施設	出入管理関係設備	堰・ピット		○	○									②	
			更衣設備						○						②	
			手洗い設備						○						②	
			シャワー設備						○						②	
		放射線監視設備	ハンドフットクロスモニタ						○							②
			エリアモニタ			○			○							②
排気モニタ					○			○							②	
廃棄施設	室内空気モニタ						○							②		
	ローカルサンプリング装置						○							②		
管理区域系排気設備				○				○					②			
排気口													②			
計測制御系統施設	セメント固化装置計測制御設備						○							②		
電気設備	可搬型発電機3										○			②		
	自動火災報知設備			○							○			②		
消防設備	消火器			○										②		
	加入電話、所内内線											○		②		
通信連絡設備	放送設備、ページング設備											○		②		









施設区分	① 直接的な安全機能						② 支援的安全機能					③ その他の安全機能					分割申請
	遮蔽等	閉じ込め機能	火災等による損傷の防止	地震や津波による損傷防止	外部からの衝撃による損傷の防止	不法な侵入等の防止	計測制御機能	放射線管理機能	処理機能	廃棄機能	管理機能	電源機能	通信連絡機能				
14 廃液貯留施設Ⅱ	建家	建家			○	○									②		
		管理区域境界のさく、扉、壁														②	
	液体廃棄物の処理施設	廃棄物管理施設用廃液貯槽	鉄筋コンクリート製貯槽		○					○					②		
	計測制御系統施設	廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備			○				○						②		
	電気設備	可搬型発電機4										○			②		
	消防設備	消火器			○							○			②		
	通信連絡設備	放送設備、ページング設備											○		①-1 ②		
15 有機廃液一時格納庫	建家	建家			○	○									②		
		管理区域境界のさく、扉、壁													②		
	液体廃棄物の受入れ施設	有機廃液一時格納庫	格納室			○										②	
			保管容器		○											②	
	放射線管理施設	出入管理関係設備	更衣設備													②	
			手洗い設備													②	
			サーベイメータ													②	
			室内空気モニタ													②	
	放射線管理施設	放射線監視設備(屋内)	ローカルサンプリング装置													②	
			放射線監視設備(屋外)	排気モニタ			○									②	
	廃棄施設	管理区域系排気設備	排気口			○										②	
排気口										○					②		
電気設備	可搬型発電機6										○			②			
消防設備	自動火災報知設備			○							○			②			
消防設備	消火器			○										②			
通信連絡設備	放送設備、ページング設備											○		②			
16 β・γ一時格納庫Ⅰ	建家	建家			○	○									②		
		管理区域境界のさく、扉、壁													②		
	固体廃棄物の受入れ施設	β・γ一時格納庫Ⅰ	鉄筋コンクリート製ピット			○									②		
	放射線管理施設	出入管理関係設備	更衣設備													②	
			手洗い設備													②	
			サーベイメータ													②	
			室内空気モニタ													②	
	放射線管理施設	放射線監視設備(屋内)	ローカルサンプリング装置													②	
			放射線監視設備(屋外)	排気モニタ			○									②	
	廃棄施設	管理区域系排気設備			○										②		
電気設備	可搬型発電機6										○			②			
消防設備	自動火災報知設備			○										②			
消防設備	消火器			○										②			
通信連絡設備	放送設備、ページング設備											○		②			





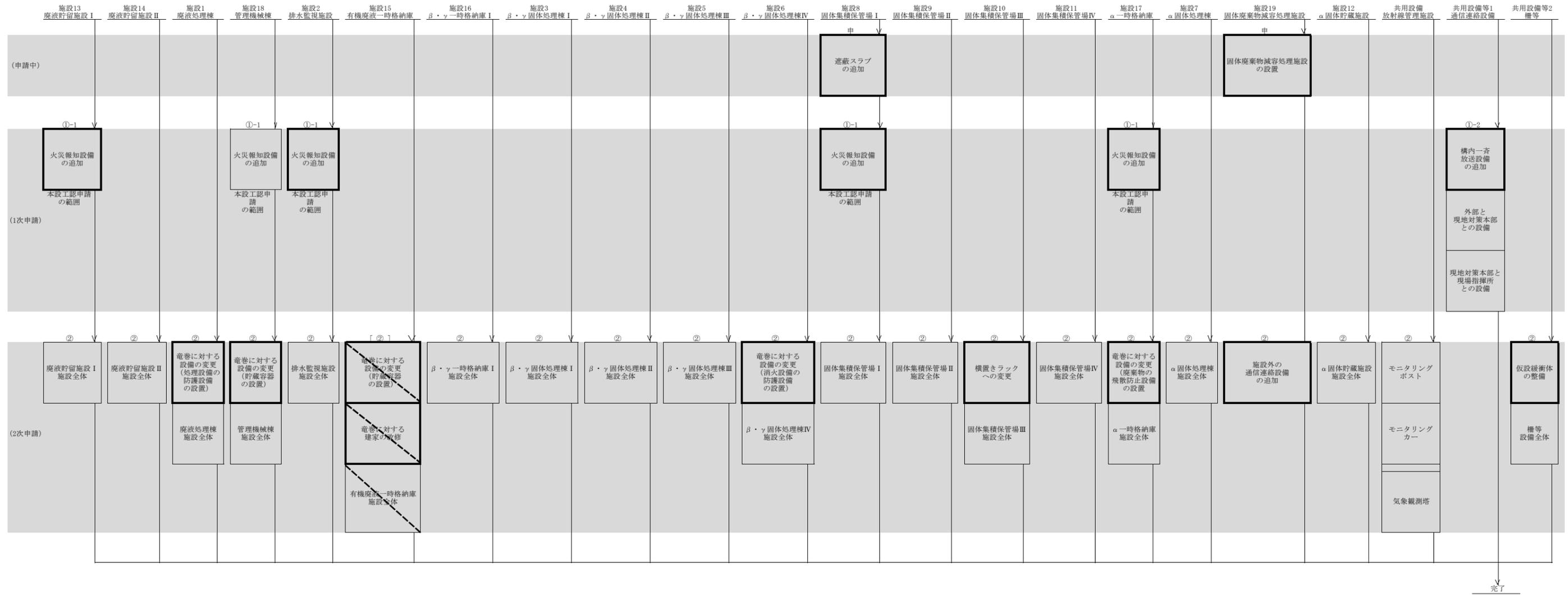












申：申請中      ①-1：1次申請その1      ①-2：1次申請その2      ②：2次申請      [ ② ]：廃棄物管理事業の変更許可を行い施設を廃止する予定

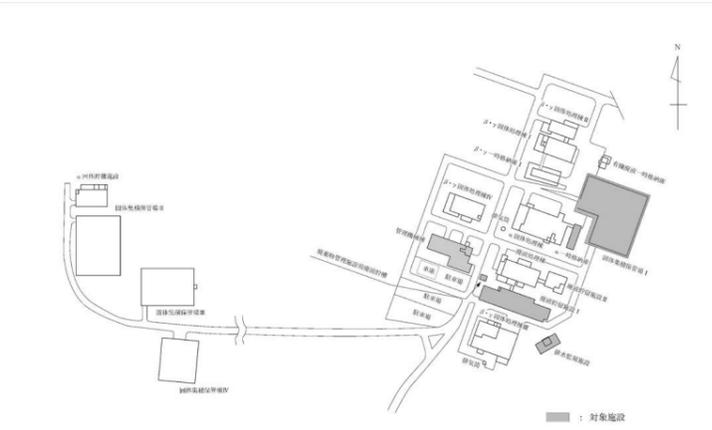
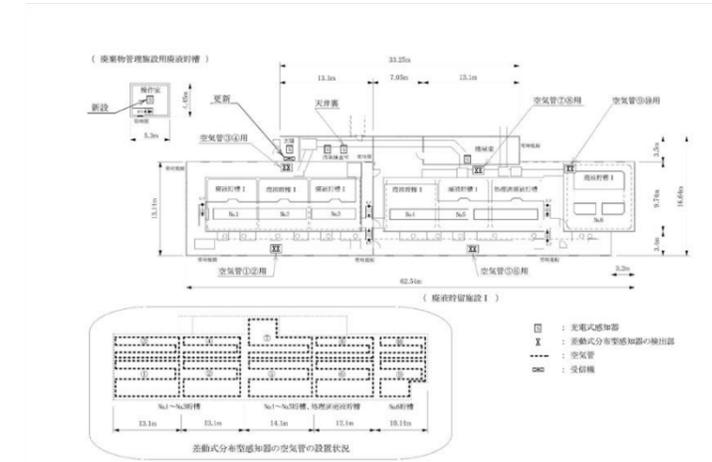
- 凡例
- ：工事を伴うもの
  - ：工事を伴わないもの
  - ：廃棄物管理事業の変更許可を行い施設を廃止する予定

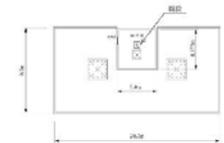
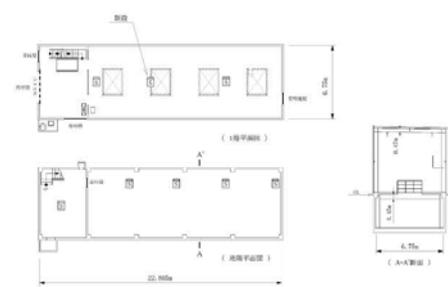
別図-1 新規制基準の適合性確認の完了までの廃棄物管理施設全体の工事フロー

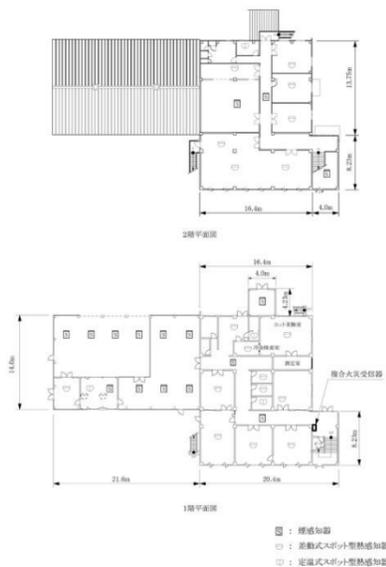
VI 設計及び工事の計画に係る「廃棄物管理事業変更許可申請書」  
との整合性に関する説明書

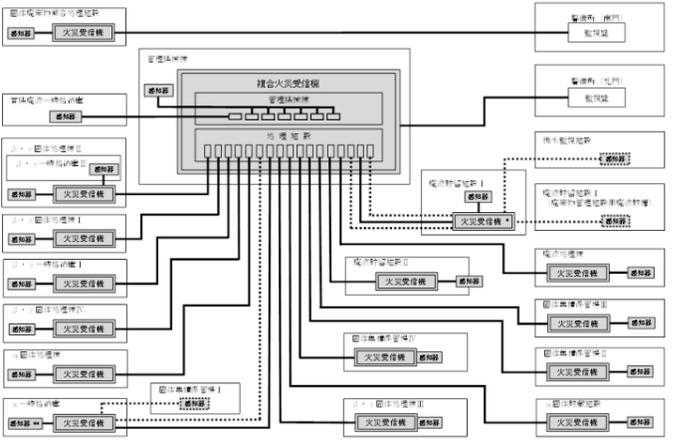
設計及び工事の計画に係る「廃棄物管理事業変更許可申請書」との整合性を次に示す。

廃棄物管理事業変更許可申請書(本文)	廃棄物管理事業変更許可申請書(添付書類五)	設計及び工事の計画 該当事項	整合性														
<p>4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>(3) 火災及び爆発の防止に関する構造</p> <p>廃棄物管理施設は、以下の方針に基づき、火災により廃棄物管理施設の安全性が損なわれない設計とする。なお、廃棄物管理施設で受け入れて処理を行う放射性廃棄物は、発火、爆発性の無い安全性の確認されたものに制限するため、爆発が発生するおそれはない。</p> <p>a) 廃棄物管理施設の主要な設備及び機器は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>b) 焼却処理及び溶融処理を行う設備及び機器は、耐火性、耐熱性及び耐食性の材料を使用する設計とする。</p> <p>c) <u>火災を早期に検知し、迅速に消火を行うため、自動火災報知設備及び消火設備を設ける設計とする。</u></p> <p>d) 廃棄物管理施設には、防火区画を設け、施設内で発生するおそれのある火災の影響を最小限に抑えるとともに、管理区域への可燃物の持ち込みは必要最小限とし、持ち込む場合は不燃材で覆うなど適切な安全対策を行った設計とする。</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>廃棄物管理施設は、以下の方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>e) 廃棄物管理施設は、安全性及び信頼性を確保するために、適切と認められる規格及び基準に基づき、</p>	<p>第四条(火災等による損傷の防止)</p> <p>廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。</p> <p>一 火災及び爆発の発生を防止すること。</p> <p>二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。</p> <p>三 火災及び爆発の影響を軽減すること。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、次の措置を講じる。</p> <p>第1項第1号について</p> <p>廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、廃棄物管理施設の建家は、構造材料に不燃材を用い、主要な設備は、パッキン、排気フィルタの枠を除き可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。やむを得ず不燃性以外の材料を使用する場合は、着火源を付近から排除する設計とする。</p> <p>焼却処理及び溶融処理を行う設備及び機器を構成する材料はもとより、付近の設備及び機器を構成する材料は、伝熱及び輻射熱を考慮して耐火性、耐熱性及び耐食性の材料を使用する設計とする。</p> <p>また、火災のおそれのある電気設備、予備電源設備、焼却や溶融処理を行う設備、無停電電源装置は、過電流、温度上昇、圧力上昇、漏えいを検知し又は防止する設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p><u>廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、放出前廃液を排水する施設(排水監視施設)を除き、廃棄物の処理、管理、受入れ施設には自動火災報知設備を設け、廃棄物管理施設の各施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)から管理機械棟の集中監視設備に、及び固体廃棄物減容処理施設は当該施設の運転監視室の集中監視設備に表示するとともに、警備所にも表示する設計とすることにより火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び自動又は手動にて消火する設計とする。</u></p> <p>第1項第3号について</p> <p>廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損な</p>	<p>3. 設計</p> <p>3.1 設計条件</p> <table border="1" data-bbox="1715 470 2504 604"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>—*</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *：日本消防検定協会検定品</p> <p>3.2 設計仕様</p> <p>(1) 感知器</p> <table border="1" data-bbox="1715 1276 2534 1566"> <thead> <tr> <th colspan="2">仕様</th> <th>設置建物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙感知器</td> <td>光電式スポット型</td> <td>                     廃液貯留施設 I                      (廃棄物管理施設用廃液貯槽)                      排水監視施設                      固体集積保管場 I                      α 一時格納庫                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受信機*</p> <table border="1" data-bbox="1715 1654 2534 1822"> <thead> <tr> <th>仕様</th> <th>設置建物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P型1級受信機</td> <td>廃液貯留施設 I</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：各建物の受信機からの信号は、警備所の受信機に接続し、常時監視を行う。</p>	設備名称	耐震クラス	自動火災報知設備	—*	仕様		設置建物	煙感知器	光電式スポット型	廃液貯留施設 I (廃棄物管理施設用廃液貯槽) 排水監視施設 固体集積保管場 I α 一時格納庫	仕様	設置建物	P型1級受信機	廃液貯留施設 I	<p>廃棄物管理施設の変更許可申請書の記載に従い、火災を早期に検知し、迅速に消火を行うため、自動火災報知設備及び消火設備を設ける設計としているため整合している。</p>
設備名称	耐震クラス																
自動火災報知設備	—*																
仕様		設置建物															
煙感知器	光電式スポット型	廃液貯留施設 I (廃棄物管理施設用廃液貯槽) 排水監視施設 固体集積保管場 I α 一時格納庫															
仕様	設置建物																
P型1級受信機	廃液貯留施設 I																

廃棄物管理事業変更許可申請書(本文)	廃棄物管理事業変更許可申請書(添付書類五)	設計及び工事の計画 該当事項	整合性
<p>設計、製作、建設、試験及び検査を行う。</p> <p>k) 廃棄物管理施設は、機能の確認のための検査又は試験及び機能を維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p> <p>ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(6) その他の主要な事項</p> <p>a) 消防設備</p> <p>廃棄物管理施設には、消防法、建築基準法等に基づき、消火設備及び自動火災報知設備を設ける。</p>	<p>われないよう、防火区画を設けて建家内で発生するおそれのある火災の影響を最小限に抑えるとともに、廃棄物管理施設の管理区域内には可燃性の物を、原則、設置及び保管しない。やむを得ず管理区域に保管が必要なもの(作業上必要なマニュアルや防護資材等)は、必要最小限、かつ鋼製扉を有する保管棚内に保管し、使用の都度、必要な量を持ち出す管理を行うことにより、火災及び爆発の影響を軽減する設計とする。</p> <p>また、火災時にあっても延焼により安全機能に影響がないよう、伝熱及び輻射熱を考慮して、使用材料の表面温度が耐熱温度を超えないように設計する。</p> <p>第1項第1号から第3号の措置を適切に組み合わせたものであることについて</p> <p>第1項第1号から第3号に示す措置により、内部火災評価を行って、閉じ込め機能及び遮蔽機能に影響がないことを確認することで、これらが適切に組み合わせて措置され、廃棄物管理施設の安全性が損なわれないことを確認した。</p> <p>1.5 火災及び爆発の防止に関する設計</p> <p>火災により廃棄物管理施設の安全性が損なわれることを防止するため、原則として消防法、建築基準法の国内法に基づくとともに、火災の発生防止、火災の検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わせた措置を講じた設計とする。</p> <p>具体的には、廃棄物管理施設には、建築基準法に基づき防火区画を設ける。また、廃棄物管理施設の管理区域内には可燃性の物を、原則、設置及び保管しないこととし、やむを得ず管理区域に保管が必要なもの(作業上必要なマニュアルや防護資材等)は、必要最小限とし、かつ鋼製扉を有する保管棚内に保管し、使用の都度、必要な量を持ち出すとともに、使用後は速やかに所定の場所に戻すことや主要な安全機能への影響を低減するよう不燃材を設置する。</p> <p>さらに、火災時の閉じ込め機能確保の観点から廃棄物管理施設の各排気系は、火災の影響を相互に受けない設計とし、セル内に設置するインセルフィルタは、火災延焼を防護するため火炎防止型のフィルタを設ける、廃棄物管理施設は、隣接施設との距離を確保するとともに、施設周辺には爆発の潜在的可能性のある可燃性流体を大量に保有するタンク類を設置しない。また、施設内に設置される予備電源設備の燃料供給槽は、消防法の設置基準に基づき設置することにより火災の影響軽減を図る。</p> <p>なお、廃棄物管理施設で受け入れて処理を行う放射性廃棄物は、発火、爆発性等の無い安全性の確認されたものとするため、爆発が発生するおそれはない。</p>	<p>自動火災報知設備の配置について、対象施設の配置を図3-1に、廃液貯留施設I(廃棄物管理施設用廃液貯槽)を図3-2に、排水監視施設を図3-3に、固体集積保管場Iを図3-4に、α一時格納庫を図3-5に、管理機械棟を図3-6及び廃棄物管理施設自動火災報知設備構成図を図3-7に示す。</p>  <p>図3-1 廃棄物管理施設配置図</p>  <p>図3-2 廃液貯留施設I(廃棄物管理施設用廃液貯槽)自動火災報知設備配置図</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書(本文)	廃棄物管理事業変更許可申請書(添付書類五)	設計及び工事の計画 該当事項	整合性
	<p>(1) 火災の発生を防止するため、主要な設備及び機器は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設の建家の主要な材料は、鉄筋コンクリート又は鉄骨の不燃材を用いる。</p> <p>また、やむを得ず不燃性以外の材料(ネオプレンゴム、ポリカーボネート及びPVC)を使用する場合は、付近の着火源を排除するとともに、焼却処理及び溶融処理などからの熱影響がないように設計する。</p> <p>さらに、焼却溶融炉及び2次燃焼器の近傍には、原則として電気ケーブルを配置しないが、やむを得ず配置する場合は、金属製の保護管又は金属製のカバー内に配線する。</p> <p>火災のおそれのある電気設備、予備電源設備、焼却や溶融処理を行う設備、無停電電源装置には、過電流、温度上昇、圧力上昇、漏えいの検知又は防止する設計とする。</p> <p>具体的には廃棄物管理施設のβ・γ焼却装置、α焼却装置及び焼却溶融炉の炉内温度の異常上昇及び負圧の異常低下に対しては、燃料又は電源、廃棄物の供給停止、焼却空気量の制限を行う。また急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作するように設計する。</p> <p>(2) 早期に火災を検知し、迅速に消火を行うため、自動火災報知設備及び消火設備を設ける設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、自動火災報知設備及び必要な場所に火災信号を表示することにより火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火する設計とする。なお、廃棄物管理施設に受け入れる廃棄物は、発火、爆発性の無い、安全性が確認されたものとする。</p> <p>具体的には、大部分が不燃材で構築された施設(排水監視施設)を除き、廃棄物の処理、管理、受入れ施設には自動火災報知設備を設け、廃棄物管理施設の各施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)から管理機械棟の集中監視設備に、及び固体廃棄物減容処理施設は当該施設の運転監視室の集中監視設備に表示するとともに、警備所にも表示する設計とすることにより火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び自動又は手動にて消火する設計とする。なお、これらは商用系電源喪失時に予備電源設備から給電を受ける。</p> <p>また、消火については、消火器、消火栓設備(屋内、屋外)を建築基準法及び消防法に基づき配置し、セルやαホールなど接近しての消火作業が困難な施設には、ガス消火設備で構成する消火設備を設ける設計とする。なお、消火対象セル周辺の従事者に設備の作動を知らせる警報を発する。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設は、火災により廃棄物管理施設の安全性が損なわれる</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p>  <p>図3-2 防火監視室の自動火災報知設備配置図</p>  <p>図3-5 α-1階監視室を有する固体廃棄物減容処理施設</p>	<p>整合性</p>

廃棄物管理事業変更許可申請書(本文)	廃棄物管理事業変更許可申請書(添付書類五)	設計及び工事の計画 該当事項	整合性
<p>4 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>A 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造</p>	<p>ことを防止するため、(1)及び(2)の措置を講じるとともに、以下の火災及び爆発の発生による影響低減のための措置を講じる。</p> <p>廃棄物管理施設には、閉じ込め機能及び遮蔽機能が損なわれないよう、防火区画を設ける。</p> <p>また、廃棄物管理施設の管理区域内には可燃性の物を、原則、設置及び保管しないこととするが、やむを得ず管理区域内に保管が必要なもの(作業上必要なマニュアルや防護資材等)は、必要最小限とし、かつ鋼製扉を有する保管棚内に保管し、使用の都度、必要な量を持ち出すとともに、使用後は速やかに保管棚に戻す。また、可燃性の物で前述の対応が出来ないものについては不燃材で覆い、火災の影響を低減する措置を行う。</p> <p>さらに、火災時の閉じ込め機能確保の観点から廃棄物管理施設の各排気系は、火災の影響を相互に受けない設計とし、セル内に設置するインセelfilterは、火災延焼を防護するため、下流側へ火災が伝わらないよう金属メッシュを備えた火災防止型のフィルタを設ける、廃棄物管理施設は、隣接施設との距離を確保し、万一施設において火災が発生した際の周辺施設への延焼を防止する。施設内に設置される予備電源設備の燃料供給槽は、火災の影響軽減の措置を図る。</p> <p>このほか、建家内に設置する消火器や大洗研究所に設置する防火資機材との組み合わせにより初期消火活動が可能な体制とする。</p> <p>8.5 その他設備</p> <p>8.5.1 概要</p> <p>廃棄物管理施設の運転に必要な設備として、消防設備、電気設備及び通信連絡設備を設置する。</p> <p>8.5.2 消防設備</p> <p>8.5.2.1 概要</p> <p>本設備は、消防法、建築基準法等に基づく自動火災報知設備及び消火設備で構成する。</p> <p>8.5.2.2 設計方針</p> <p>(1) 本設備は、消防法、建築基準法等に基づいた設計とする。</p> <p>(2) 本設備は、自動火災報知設備及び消火設備を適切に配置し、火災の早期検知、消火活動の円滑化を図り、火災による人的及び物的被害を軽減し、施設の安全が損なわれないようにする。</p> <p>(3) 外部電源喪失時においても機能する避難用の照明を設備し、単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を有する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p>  <p>図 3-5 管理機棟層自動火災報知設備配置図</p>	<p>整合性</p>

廃棄物管理事業変更許可申請書(本文)	廃棄物管理事業変更許可申請書(添付書類五)	設計及び工事の計画 該当事項	整合性
	<p>8.5.2.3 主要設備の仕様 消防設備の主要設備の仕様を第8.5.1表に示す。</p> <p>8.5.2.4 主要設備 本設備は、自動火災報知設備及び消火設備で構成し、これらは、消防法、建築基準法等に基づき適切に配置する。 固体廃棄物減容処理施設の自動火災報知設備は、運転監視室及び警備所に火災信号を表示する。また、固体廃棄物減容処理施設を除く<u>廃棄物管理施設の自動火災報知設備は、廃棄物管理施設の各建家、管理機械棟及び警備所に火災信号を表示する。</u> 消火設備は、消火器、消火栓設備(屋内、屋外)及びガス消火設備で構成し、万一、火災が生じたとしても、適切に対処できるようにする。なお、固体廃棄物減容処理施設のガス消火設備は、消火対象箇所周辺の従事者に作動を知らせる警報を発するようにする。また、廃棄物管理施設のうち、万一、火災が発生した場合、接近しての消火作業が困難な<math>\alpha</math>固体処理棟及び固体廃棄物減容処理施設には、遠隔的に操作可能な専用の消火設備を設ける設計とする。 安全避難通路は外部電源喪失時においても機能する照明を設備し、単純、明確かつ永続的な標識を付けたものとする。 また、火災のおそれのある電気設備、予備電源設備、焼却や熔融処理を行う設備、無停電電源装置には、過電流、温度、圧力上昇、漏えいの検知又は防止する設計とする。 具体的には廃棄物管理施設の<math>\beta \cdot \gamma</math>焼却装置、<math>\alpha</math>焼却装置及び焼却熔融炉の炉内温度の異常上昇及び負圧の異常低下に対しては、燃料又は電源、廃棄物の供給停止、焼却空気量の制限を行う。また急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作するように設計する。</p> <p>8.5.2.5 試験検査 本設備は、定期的な作動試験等を行う。</p> <p>8.5.2.6 評価 (1) 本設備は、消防法、建築基準法等に基づいた設計とする。 (2) 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設は、自動火災報知設備及び消火設備を適切に配置し、火災の発生時には廃棄物管理施設の各建家、管理機械棟及び警備所に火災信号を表示し、消火を行うことができる設計とする。また、固体廃棄物減容処理施設においては、自動火災報知設備及び消火設備を適切に配置し、火災の発生時には、運</p>	 <p style="text-align: center;">図3-7 廃棄物管理施設自動火災報知設備構成図</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書(本文)	廃棄物管理事業変更許可申請書(添付書類五)	設計及び工事の計画 該当事項	整合性
	<p>転監視室及び警備所に火災信号を表示するとともに、消火器、消火栓設備又はガス消火設備により消火を行うことができる設計する。</p> <p>(3) 安全避難通路は外部電源喪失時においても機能する照明を設備し、単純、明確かつ永続的な標識を付ける設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第十一条 (安全機能を有する施設)</p> <p>安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>廃棄物管理施設の安全機能を有する施設については、その安全機能の喪失を仮定して重要度を区分し、必要な安全機能を確保する設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設の内、機能喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全上重要な施設を選定した結果、何れの施設においてもその機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるものはない。また、安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に放射線障害を及ぼす事象はない。そのため、廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はない。</p> <p>第2項について</p> <p>安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用する設備としては商用電源の受電設備、放送設備、またモニタリング設備のうち、モニタリングポスト及びモニタリングカーがある。廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源</p>		

廃棄物管理事業変更許可申請書(本文)	廃棄物管理事業変更許可申請書(添付書類五)	設計及び工事の計画 該当事項	整合性
	<p>を共用している。これらの共用施設で故障等が発生した場合には、予備設備、代替設備及び代替機器により廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>第3項について  廃棄物管理施設の安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能が維持されることを確認するために、その機能の重要度に応じて、設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、施設定期自主検査で確認することを保安規定で定め、遵守する。また、保守及び修理を行えるよう設計する。</p> <p>第4項について  当該廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。</p> <p>1. 安全設計  1.1 安全設計の基本方針  廃棄物管理施設は、以下の基本方針の下に安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の法令の要求を満足し、「廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方」(平成元年3月27日 原子力安全委員会決定)及び「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年12月18日施行)に基づくものとする。</p> <p>(1) 平常時において、周辺監視区域外の一般公衆、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び放射線業務従事者に対し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定められている線量限度を超える線量を与えないように設計することはもとより、周辺監視区域内に滞在する放射線業務従事者以外の者及び人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の受ける線量が合理的に達成できる限り低くなるように設計する。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設は、放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を有する設計とする。</p> <p>(3) <u>廃棄物管理施設の主要な設備及び機器は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、火災の発生防止、火災の早期検知及び火災の拡大防止を考慮した設計とする。</u></p>		

廃棄物管理事業変更許可申請書(本文)	廃棄物管理事業変更許可申請書(添付書類五)	設計及び工事の計画 該当事項	整合性
	<p>(4) 廃棄物管理施設は、想定されるいかなる地震力に対してもこれが大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を持たせる設計とする。</p> <p>(5) その他</p> <p>a. 廃棄物管理施設の建家・設備、機器・配管及びそれらの支持構造物は、自重、内圧、外圧等の条件に対し、所定の機能が維持できる設計とする。</p> <p>また、敷地で予想される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山、生物学的事象及び森林火災の自然現象の影響に耐えるように設計する。</p> <p>b. 廃棄物管理施設は、設計、製作、建設、試験及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格、基準等を適用し、信頼性の高いものとする。</p> <p>また、運転員の誤操作を防止するため、指示計、操作スイッチ等には名称表示等を行うとともに、定められた条件を逸脱して装置が動作しないなど、誤操作に対しても、それが大きな事故の誘因とならないように考慮して設計する。</p>		

Ⅶ 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書に係る「廃棄物管理  
事業変更許可申請書」との整合性に関する説明書

廃棄物管理施設品質マネジメント計画書に係る「廃棄物管理事業変更許可申請書」との整合性を次に示す。

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>7 廃棄物埋施設又は廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、次の品質管理体制の計画（以下「品質管理計画」という。）に定める要求事項に従って、保安活動の計画、実施、評価及び改善を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質管理計画】</b></p> <p>1. 目的            機構は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）に基づき、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を品質マネジメントシステムとして構築し、原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲            本品質管理計画の第 4 章から第 8 章までは、廃棄物管理施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義            本品質管理計画における用語の定義は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈に従うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）</p> <p>1. 目的            本品質マネジメント計画書は、大洗研究所（以下「研究所」という。）における廃棄物管理施設の保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）及び廃棄物管理施設保安規定に基づき、廃棄物管理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的として定める。</p> <p>2. 適用範囲            本品質マネジメント計画書の第 4 章から第 8 章までは、建設段階、運転段階及び廃止段階の廃棄物管理施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義            本品質マネジメント計画書における用語の定義は、次の事項、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びに JIS Q 9000 : 2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>(1) 保安活動            原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(2) 不適合            要求事項に適合していないことをいう。</p> <p>(3) プロセス            意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。</p> <p>(4) 品質マネジメントシステム            保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監</p>	<p>廃棄物管理事業変更許可申請書に記載した品質管理計画を受け、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）の規定に適合するよう策定した「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書」（QS-P08）により、設計及び工事の品質管理を行うため整合している。</p>

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
	<p>督を行うための仕組みをいう。</p> <p>(5) 原子力の安全のためのリーダーシップ 原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p> <p>(6) 是正処置 不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう 〔その他の事象〕には、不適合には至らない劣化傾向、不整合等の保安活動又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。以下同じ。〕。</p> <p>(7) 未然防止処置 原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こりうる不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>(8) 一般産業用工業品 原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発されたもの以外のものをいう。</p> <p>(9) 妥当性確認 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p> <p>(10) 本部 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p> <p>(11) 担当理事 研究所担当理事をいう。</p> <p>(12) 所長 研究所長をいう。</p> <p>(13) 品質担当副所長 研究所の品質マネジメントを担当する副所長をいう。</p> <p>(14) 廃棄物取扱主任者 廃棄物管理施設の廃棄物取扱主任者をいう。</p> <p>(15) センター長 環境技術開発センター長をいう。</p> <p>(16) 部長 研究所に属する廃棄物管理施設に関わる部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(17) 課長 研究所の廃棄物管理施設に関わる室長及び課長をいう。</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る組織は、本品質管理計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するために、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>(a) 廃棄物管理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>(b) 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>(c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>(a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>(b) プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</p>	<p>(18) 従業員等 職員等（役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員、臨時用員等の日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と雇用関係にある者並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員）及び機構との契約に基づき研究所内に常駐して業務を行っている者をいう。</p> <p>(19) 建設段階 新設建家の建設、附帯設備の工事、設備機器の設計、製作、それらの検査、試運転、許認可等の業務を実施している段階をいう。</p> <p>(20) 運転段階 廃棄物管理施設において廃棄物管理を実施している段階をいう。</p> <p>(21) 廃止措置段階 廃棄物管理施設における廃止措置を実施している段階をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画書に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>(a) 廃棄物管理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>(b) 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>(c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>図4.1に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>(a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>(b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</p> <p>図4.2に本品質マネジメント計画書の「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(c) プロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判断基準を明確にする。</p> <p>(d) プロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>(e) プロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(f) プロセスについて、業務の計画どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>(g) プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p> <p>(h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組みを実施する。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、業務・廃棄物管理施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を明確にし、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>(c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする（「5.4.1 品質目標」、「7.1 業務の計画」、「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、「8.2.4 検査及び試験」参照）。</p> <p>(d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）。</p> <p>(e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(f) これらのプロセスについて、「7.1 業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>(g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p> <p>(h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む（「7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー」、「7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認」参照）。</p> <p>(i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組みを実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</li> <li>・風通しの良い組織文化が形成されている。</li> <li>・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</li> <li>・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</li> <li>・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</li> <li>・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</li> <li>・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</li> <li>・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</li> </ul> <p>(5) 保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う（「6.</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>(3) 規則が要求する手順</p> <p>(4) プロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために必要と判断した指示書、図面等を含む文書</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>理事長は、本品質管理計画に基づき、品質マニュアルとして、次の事項を含む品質マネジメント計画を策定し、維持する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使</p>	<p>資源の運用管理」参照)。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>また、表 4.2.1 に廃棄物管理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 一次文書</p> <p>本品質マネジメント計画書</p> <p>(3) 二次文書</p> <p>この計画書が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書及び記録</p> <p>(4) 三次文書</p> <p>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書及び記録</p> <div data-bbox="1863 995 2297 1331" data-label="Diagram"> </div> <p>品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>4.2.2 品質マネジメント計画書</p> <p>理事長は、次の事項を含む本品質マネジメント計画書を策定し、必要に応じ見直し、維持する。</p> <p>(a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>(b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>(c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>(d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、統括監査の職、所長、部長及び課長は、</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>用又は変更を防止する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、適切な品質マネジメント文書が利用できるよう、次に掲げる管理の方法を定めた手順を作成する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。</p> <p>(a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>(b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>(c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>(d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>(e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>(f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>(g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>(h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。また、記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理の方法を定めた手順を作成する。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p>	<p>品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>(b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、研究所の部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定める。これらの管理要領には、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>(a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>(b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>(c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>(d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>(e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>(f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>(g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>(h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>(i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、統括監査の職、所長、部長及び課長は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>(a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>(b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p>	<p>整合性</p>

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質方針を設定する。</li> <li>(2) 品質目標が設定されていることを確実にする。</li> <li>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組みに参画できる環境を整える。</li> <li>(4) マネジメントレビューを実施する。</li> <li>(5) 資源が使用できることを確実にする。</li> <li>(6) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</li> <li>(7) 保安活動に関して、担当する業務について理解し遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</li> <li>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</li> </ol> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するものを含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織の目的及び状況に対して適切である。</li> <li>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</li> <li>(3) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</li> <li>(4) 組織全体に伝達され、理解される。</li> <li>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</li> </ol> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標を含む。）を設定されていることを確実にする。また、保</li> </ol>	<p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質方針を設定する（「5.3 品質方針」参照）。</li> <li>(2) 品質目標が設定されていることを確実にする（「5.4.1 品質目標」参照）。</li> <li>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</li> <li>(4) マネジメントレビューを実施する（「5.6 マネジメントレビュー」参照）。</li> <li>(5) 資源が使用できることを確実にする（「6. 資源の運用管理」参照）。</li> <li>(6) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</li> <li>(7) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</li> <li>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</li> </ol> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項（「7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化」及び「8.2.1 組織の外部の者の意見」参照）に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>理事長は、次に掲げる事項を満たす「原子力安全に係る品質方針」を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）及び施設管理に関する方針を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織の目的及び状況に対して適切である。</li> <li>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</li> <li>(3) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</li> <li>(4) 組織全体に伝達され、理解される。</li> <li>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</li> </ol> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長に、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすた</li> </ol>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画が作成されることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1 項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>(a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>(c) 資源の利用可能性</p> <p>(d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、保安に係る組織の責任及び権限を明確にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行するようにする。</p>	<p>めに必要な目標（「7.1 業務の計画」(4) (b) 参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。</p> <p>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（「7.1 業務の計画」(4) 参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>(a) 実施事項</p> <p>(b) 必要な資源</p> <p>(c) 責任者</p> <p>(d) 実施事項の完了時期</p> <p>(e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、「4.1 一般要求事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画書を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>(a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>(c) 資源の利用可能性</p> <p>(d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、廃棄物管理施設保安規定に定める保安管理体制に基づき、保安に係る組織を図 5.5.1 大洗研究所廃棄物管理施設保安管理組織図に、各組織の責任と権限を次のとおり定め、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に係る要員が理解することを確実にする。</p> <p>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（「4.2.1 一般」参照）を定めさせ、保安に係る各組織の要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>(1) 理事長</p> <p>理事長は、廃棄物管理施設の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
	<p>統括監査の職は、廃棄物管理施設の品質マネジメント活動に関する内部監査に係る業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者 管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては大洗研究所担当理事（以下「研究所担当理事」という。）とする。各管理責任者は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを管理し、維持すること等を確実にする責任と権限を有する（「5.5.2 管理責任者」参照）。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長 安全・核セキュリティ統括部長は、廃棄物管理施設の本部における品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長 契約部長は、廃棄物管理施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</p> <p>(6) 研究所担当理事 研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物管理施設の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(7) 所長 所長は、廃棄物管理施設の保安に係る業務を統括する。</p> <p>(8) 品質担当副所長 品質担当副所長は、廃棄物管理施設品質マネジメント計画に基づく活動を推進する。</p> <p>(9) 廃棄物取扱主任者 廃棄物管理施設の操作に係る保安の監督を行う。</p> <p>(10) センター長 所長が行う廃棄物管理施設に係る保安に関する業務の統括を補佐するとともに、廃棄物管理施設に係る環境保全部長の行う年間処理計画、修理及び改造計画に係る業務を統括する。</p> <p>(11) 部長 所掌する部署における品質マネジメント活動を統括するとともに、推進する。</p> <p>(12) 課長 所掌する室及び課における品質マネジメント活動を行う。</p> <p>(13) 中央安全審査・品質保証委員会 次の活動に必要な管理を規定するために安全・核セキュリティ統括部長は、「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」を定める。 (a) 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、品質保証活動の基本事項等について審議し、答申する。</p> <p>(14) 原子炉施設等安全審査委員会 次の活動に必要な管理を規定するために所長は、「原子炉施設等安全審査委員会規則」を定める。</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は保安活動の実施部門の長、監査プロセスの長を管理責任者として、また本部（監査プロセスを除く。）は管理者の中から管理責任者を任命する。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>(a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>(c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>(d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>(a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(b) 業務に従事する要員の、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>(d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>(e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>(b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に</p>	<p>(a) 原子炉施設等安全審査委員会は、所長からの諮問に応じ、廃棄物管理施設の安全性の評価、設計内容等の妥当性を審議し、答申する。</p> <p>(15) 品質保証推進委員会 次の活動に必要な管理を規定するために所長は、「品質保証推進委員会規則」を定める。</p> <p>(a) 品質保証推進委員会は、研究所における品質マネジメント活動の推進、安全文化の育成及び維持並びに法令等の遵守活動並びに所長からの諮問事項について審議する。</p> <p>(16) 品質保証技術検討会等 環境保全部、保安管理部及び放射線管理部に品質保証技術検討会及び管理部に品質保証推進委員会（以下、これらの会議体を「品質保証技術検討会等」という。）を置く。品質保証技術検討会等は、それぞれの運営要領又は規約に従い審議・検討等を行う。</p> <p>5.5.2 管理責任者 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>(3) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>(4) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、「5.5.1 責任及び権限」に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>(a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(b) 業務に従事する要員の、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(c) 成果を含む業務の実施状況について評価する（「5.4.1 品質目標」及び「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）。</p> <p>(d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>(e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(a) 品質目標（「5.4.1 品質目標」参照）を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>(b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>行えるようにする。</p> <p>(c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>(d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>(e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>理事長は、保安に係る組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にする。また、マネジメントレビューを通じて、廃棄物管理施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者からの意見</p> <p>(3) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)</p>	<p>的に行えるようにする。</p> <p>(c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>(d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>(e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>(1) 理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を置くとともに、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、センター長、部長及び課長に必要な会議、連絡書等を利用して保安に係る情報交換を行わせる。また、マネジメントレビューを通じて、廃棄物管理施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」を定め、所長及びセンター長は、所内のコミュニケーションについては、原子炉施設等安全審査委員会規則、運営会議要領及び品質保証推進委員会規則を定め、保安活動及び品質マネジメント活動の円滑な運営及び推進を図る。</p> <p>(3) 部長は、部内の品質保証審査機関についての要領を定め、品質マネジメント活動の円滑な運営及び推進を図る。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>(1) マネジメントレビューへのインプットには次の情報を含むものとする。</p> <p>(a) 内部監査の結果</p> <p>(b) 組織の外部の者からの意見</p> <p>(c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>(5) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(6) 関係法令の遵守状況</p> <p>(7) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>(8) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</p> <p>(9) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>(10) 改善のための提案</p> <p>(11) 資源の妥当性</p> <p>(12) 保安活動の改善のために実施した処置の有効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</p> <p>(a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>(b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>(e) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</p>	<p>(d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>(e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(f) 関係法令の遵守状況</p> <p>(g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</p> <p>(i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>(j) 改善のための提案</p> <p>(k) 資源の妥当性</p> <p>(1) 保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2(3)a)において同じ。））の有効性</p> <p>(2) 所長は、センター長及び各部長に指示して、所掌する業務に関して、前項に定める事項を提出させ、その内容を整理した上で研究所の管理責任者に報告する。</p> <p>(3) 研究所の管理責任者は、前項の内容を確認・評価する。</p> <p>(4) 監査プロセスの管理責任者は、監査プロセスにおけるインプット情報を確認・評価する。</p> <p>(5) 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者は、本部におけるインプット情報を確認・評価する。</p> <p>(6) 各管理責任者は、マネジメントレビューの会議を通して理事長にインプット情報を報告する。</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</p> <p>(a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>(b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>(e) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</p> <p>(4) 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて、上記(1)の指示に対する処置状況を確認する。</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>保安に係る組織は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>(b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>(c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>(d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>(e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する。</p>	<p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする（「7.1 業務の計画」、「7.4.2 調達要求事項」及び「7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認」参照）。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>(b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>(c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>(d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>(e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の(a)から(e)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサー</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、廃棄物管理施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>(a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>(b) 業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>(c) 業務・廃棄物管理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>(d) 業務・廃棄物管理施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>(e) 業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 保安に係る組織は、業務の計画を、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス</p>	<p>ビスの体系をいう。)を「7.1 業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1 業務の計画」にて明確にし、運営管理する。</p> <p>なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長、センター長及び部長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を表4.2.1のとおり策定する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 所長、センター長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>(a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>(b) 業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>(c) 業務・廃棄物管理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>(d) 業務・廃棄物管理施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>(e) 業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（「4.2.4 記録の管理」参照）</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において廃棄物管理施設の保安活動を支援する他の業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化</p> <p>保安に係る組織は、次に掲げる事項を要求事項として明確にする。</p> <p>(1) 業務・廃棄物管理施設に関連する法令・規制要求事項</p> <p>(2) 明示されていないが、業務・廃棄物管理施設に必要な要求事項</p> <p>(3) 組織が必要と判断する追加要求事項</p> <p>7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 保安に係る組織は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビューでは、次の事項について確認する。</p> <p>(a) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>(b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>(c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>保安に係る組織は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設</p>	<p>7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化</p> <p>所長、部長及び課長は、次の事項を「7.1 業務の計画」において明確にする。</p> <p>(1) 業務・廃棄物管理施設に関連する法令・規制要求事項</p> <p>(2) 明示されていないが、業務・廃棄物管理施設に必要な要求事項</p> <p>(3) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）</p> <p>7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項について確認する。</p> <p>(a) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>(b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>(c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>所長、センター長、部長及び課長は、原子力の安全に関して、規制当局との面談、原子力規制検査等を通じて監督官庁並びに地元自治体との適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>所長又は部長は、廃棄物管理施設の改造、更新等に関する設計・開発を適切に実施するため、設計・開発に関する管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)(c)の事項を考慮して</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>計・開発を含む。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>(a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>(b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>(c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</p> <p>(d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p>(3) 保安に係る組織は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 保安に係る組織は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>(a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>(d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 保安に係る組織は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</p> <p>(a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>(b) 調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>(c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>(d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画され</p>	<p>行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>(a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>(b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>(c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</p> <p>(d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>(a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>(d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</p> <p>(a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>(b) 調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>(c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>(d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>たとりに体系的なレビューを行う。</p> <p>(a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 (b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果として得られる廃棄物管理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該廃棄物管理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該廃棄物管理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、実行可能な場合はいつでも、廃棄物管理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該廃棄物管理</p>	<p>目的として、計画されたとおりに（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に体系的なレビューを行う。</p> <p>(a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 (b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(4) 設計・開発を外部委託した場合には、担当部長又は課長は、引合仕様書で与えている要求事項を満たしていることを確実にするために、引合仕様書と受注者が実施した設計・開発の結果（受注者から提出される承認図書類）とを対比して検証を実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる廃棄物管理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（「7.3.1 設計・開発の計画」参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該廃棄物管理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該廃棄物管理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、廃棄物管理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該廃</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、適切な調達の実施に必要な事項（調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の廃棄物事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>(a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p>	<p>棄物管理施設を構成する要素（材料又は部品）及び廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) 担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>7.4 調達</p> <p>所長又は部長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」を定め、次の事項を管理する。</p> <p>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</p> <p>(2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、技術的能力や品質管理体制等に関する情報を入手して供給者を評価し、選定する。また、供給者に関する情報の更新等により必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、研究所の調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</p> <p>(5) 部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄物管理事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法を調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>(a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項</p> <p>(c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>(d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>(e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>(f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>(g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて検証を実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>保安に係る組織は、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>(1) 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる。</p> <p>(2) 必要な時に、作業手順が利用できる。</p>	<p>(b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項</p> <p>(c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>(d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>(e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>(f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>(g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</p> <p>(2) 部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、次の事項のうち該当する方法で検証を実施する。</p> <p>(a) 受入検査（記録確認を含む。）</p> <p>(b) 立会検査（供給者先、現地）</p> <p>(c) その他（書類審査、受注者監査）</p> <p>(2) 部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（「7.4.2 調達要求事項」参照）の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>所長、部長及び課長は、業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に従って、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>所長、センター長、部長及び課長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</p> <p>管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>(1) 原子力施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</li> <li>・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</li> </ul> <p>(2) 必要な時に、作業手順が利用できる。</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(3) 適切な設備を使用している。</p> <p>(4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>(5) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>(6) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 保安に係る組織は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を明確にする。</p> <p>(a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>(b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</p> <p>(c) 妥当性確認の方法</p> <p>(d) 記録に関する要求事項</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 保安に係る組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・廃棄物管理施設の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について固有の識別をし、その記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>保安に係る組織は、組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する識別や保護など取扱いに注意を払い、必要に応じて記録を作成し、管理する。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>保安に係る組織は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要</p>	<p>(3) 適切な設備を使用している。</p> <p>(4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>(5) 監視及び測定が実施されている（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照）。</p> <p>(6) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) 部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(4) 部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</p> <p>(a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>(b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</p> <p>(c) 妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）</p> <p>(d) 記録に関する要求事項</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・廃棄物管理施設を識別し、管理する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について固有の識別をし、その記録を管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>(1) 部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(2) 部長及び課長は、前項の組織外の所有物について、それが管理下にある間は、原子力の安全に影響を及ぼさないように適切に取り扱う。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。</p> <p>なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</p> <p>(a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>(c) 校正の状態が明確にできる識別をする。</p> <p>(d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>(e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設に対して、適切な処置を行う。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 保安に係る組織は、必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。</p> <p>なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p>	<p>品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。</p> <p>なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</p> <p>(3) 部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</p> <p>(a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>(c) 校正の状態が明確にできる識別をする。</p> <p>(d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>(e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) 部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（「4.2.4 記録の管理」参照）。また、その機器及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設に対して、適切な処置を行う。</p> <p>(5) 部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(6) 部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。</p> <p>なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>(a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を達成しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーションにより入手し、監視する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項で得られた情報を分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、監査プロセスの長に内部監査を実施させる。</p> <p>(a) 本品質管理計画の要求事項</p> <p>(b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、監査プロセスの長は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 監査プロセスの長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査プロセスの長は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を明確にした手順を定める。</p> <p>(7) 監査プロセスの長は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講ずるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を監査プロセスの長に報告する。</p>	<p>(b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>(c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（「7.2.3 外部とのコミュニケーション」参照）により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</p> <p>(a) 本品質マネジメント計画書の要求事項</p> <p>(b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講ずるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。 この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>(a) 監視及び測定の時期 (b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) 保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定の方法により、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 保安に係る組織は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画に従って、適切な段階で使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人が特定できるよう記録を作成し、管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や廃棄物管理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。また、自主検査等の検査及び試験要員の独立性については、これを準用する。</p> <p>8.3 不適合管理</p>	<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、表 8.2.3 品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を基本として、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。 この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。 また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>(a) 監視及び測定の時期 (b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 部長及び課長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(3) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画（「7.1 業務の計画」参照）で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や廃棄物管理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。 また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員について、これを準用する。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(1) 保安に係る組織は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を定め、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>(a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>(b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>(c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>(d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、不適合を除去するために修正を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>(a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見</p>	<p>管理(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>(a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>(b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>(c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>(d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(「4.2.4 記録の管理」参照)。</p> <p>(5) 所長は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表8.4 品質マネジメントシステムの分析データに示すデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定(「8.2 監視及び測定」参照)の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理(「8.3 不適合管理」参照)等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>(a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(「8.2.1 組織の外部の者の意見」参照)</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性</p> <p>(c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の特性及び傾向</p> <p>(d) 供給者の能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>保安に係る組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 保安に係る組織は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>(a) 不適合等のレビュー及び分析</p> <p>(b) 不適合等の原因の特定</p> <p>(c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>(d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(e) とった是正処置の有効性のレビュー</p>	<p>(b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査及び試験」参照）</p> <p>(c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の特性及び傾向（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査及び試験」参照）</p> <p>(d) 供給者の能力（「7.4 調達」参照）</p> <p>(3) 部長及び課長は、データ分析の情報及びその結果を整理し、センター長及び所長を通じて研究所の管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。また、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び統括監査の職は、それぞれの管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。</p> <p>(4) 管理責任者は、報告のあった情報をマネジメントレビューへのインプット（「5.6.2 マネジメントレビューへのインプット」参照）に反映する。</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針（「5.3 品質方針」参照）、品質目標（「5.4.1 品質目標」参照）、監査結果（「8.2.2 内部監査」参照）、データの分析（「8.4 データの分析及び評価」参照）、是正処置（「8.5.2 是正処置等」参照）、未然防止処置（「8.5.3 未然防止処置」参照）及びマネジメントレビュー（「5.6 マネジメントレビュー」参照）を通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、統括監査の職、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>(a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>(b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>(c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>(d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(e) とった是正処置の有効性のレビュー</p>	

廃棄物管理事業変更許可申請書	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>(a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関して根本的な原因を究明するための分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、前項までの不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）を定め、これを管理する。</p> <p>(7) 保安に係る組織は、前項の手順に基づき、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から類似事象に共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見を収集し、起こり得る不適合の重要度に応じて、次に掲げる手順により適切な未然防止処置を行う。</p> <p>(a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>(b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>(c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、前項までの未然防止処置の手順を定め、これを管理する。</p>	<p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>(a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、センター長、所長及び部長は、他の原子力施設及びその他の施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄事業者と共有することも含む。</p> <p>(a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>(b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>(c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p>	

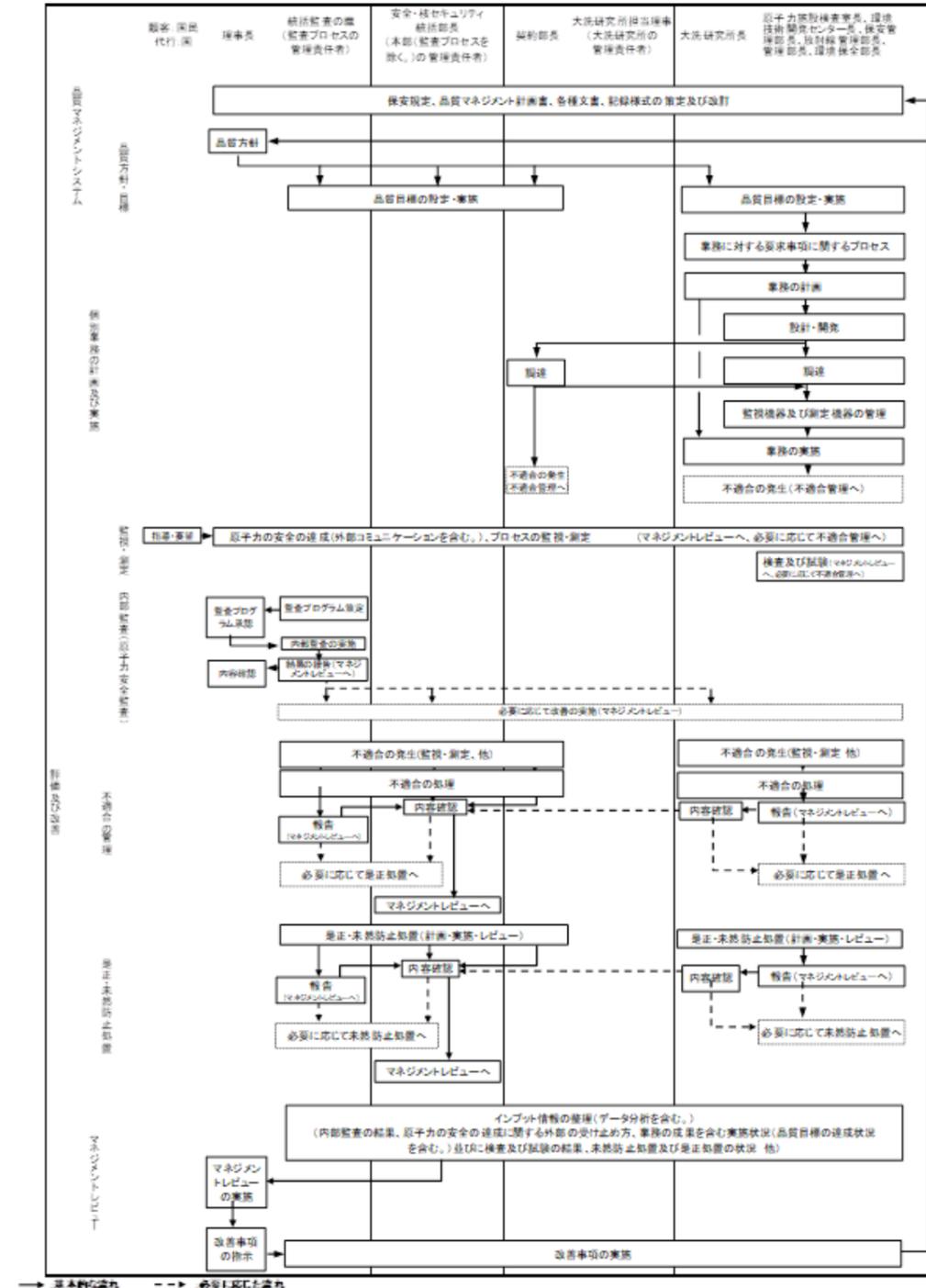


図4.1 品質マネジメントシステム体系図

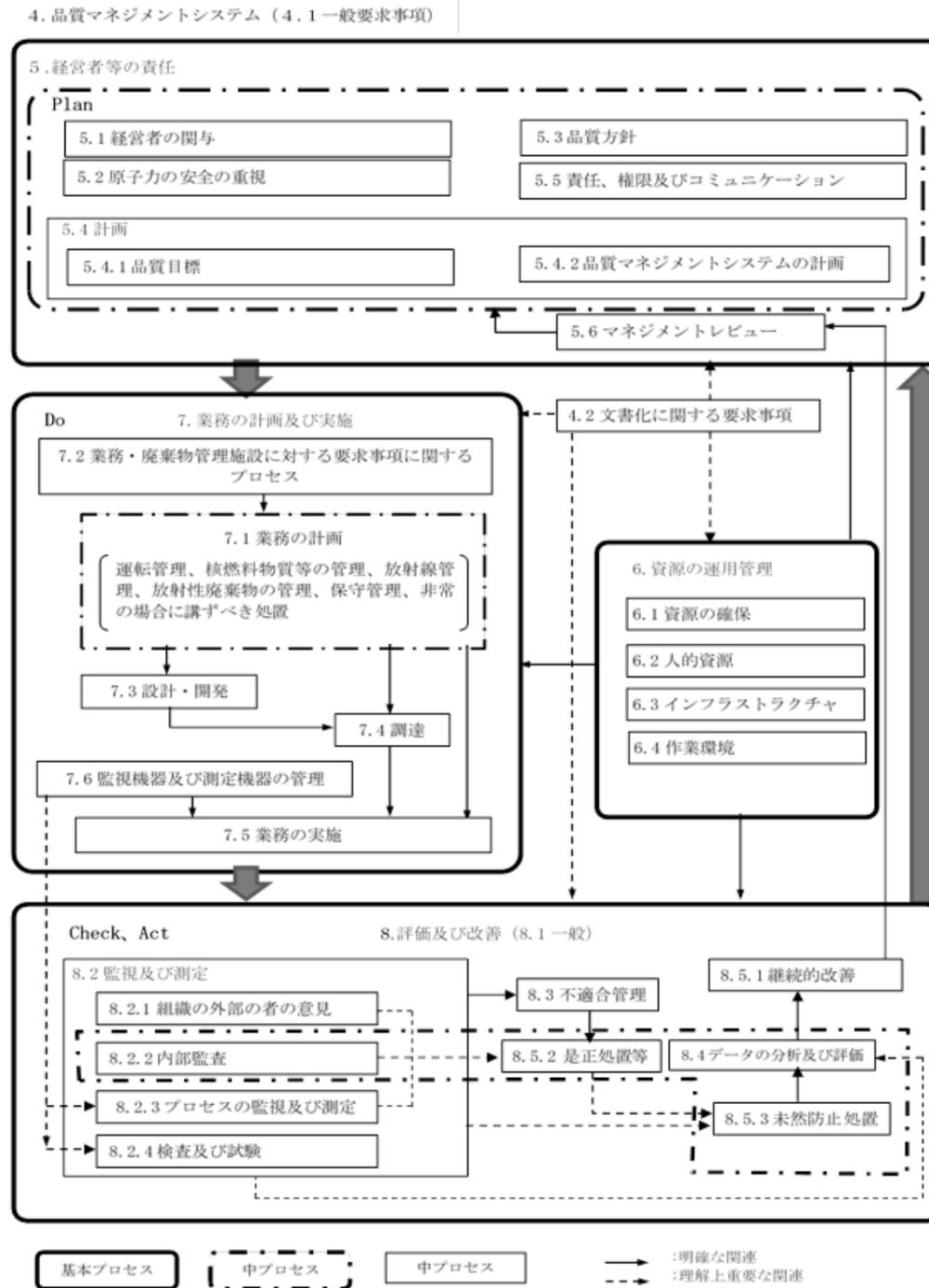


図 4.2 廃棄物管理施設品質マネジメントシステムプロセス関連図

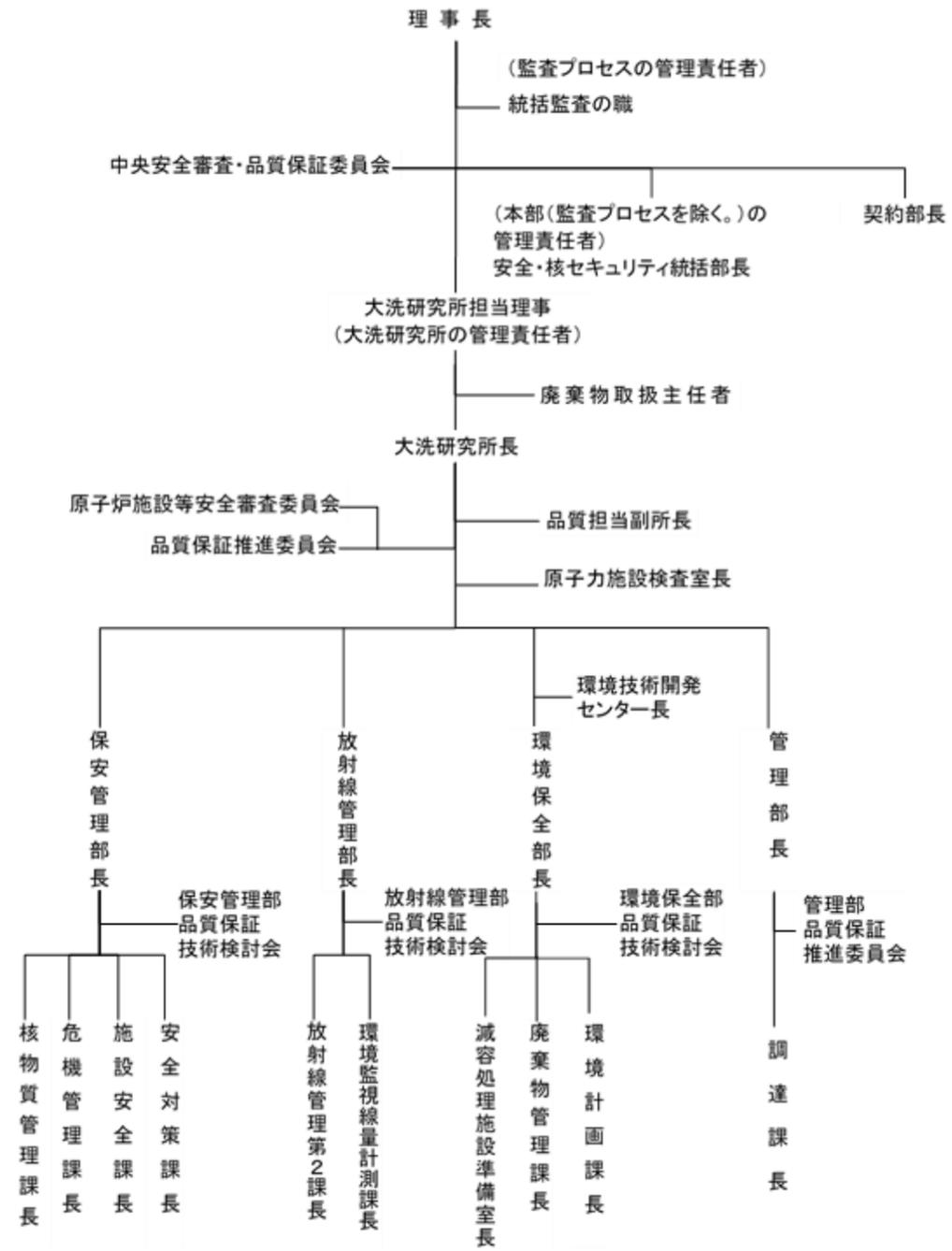


図 5.5.1 大洗研究所廃棄物管理施設保安管理組織図

整合性

設計及び工事の計画申請書

廃棄物管理事業変更許可申請書

表 4.2.1 品質マネジメントシステム改善計画

品質マネジメント計画書 (一次文書)	本稿 (二次文書)	大改訂案 (二次文書)	原方針改訂案 (二次文書)	修正管理規程 (二次文書)	設計管理規程 (二次文書)	管理規程 (二次文書)	修正規程 (二次文書)
4.1 一般業務事項	-	-	・役割 (大改訂案-QM-01)	・役割 (修正案-QM-01)	・役割 (設計案-QM-01)	・役割 (管理案-QM-01)	・役割 (修正案-QM-01)
4.2.1 企画管理	-	-	・重要部分管理規程 (修正案-QM-02)	・重要部分管理規程 (設計案-QM-02)	・重要部分管理規程 (管理案-QM-02)	・重要部分管理規程 (修正案-QM-02)	・重要部分管理規程 (管理案-QM-02)
4.2.2 記録管理	・本番及び試験管理規程 (58-011) ・共通化の資料及び標準化の資料に関係する資料の整理並びに関係する資料の保存管理規程 (大改訂案-QM-01)	・大改訂案標準化の資料及び標準化の資料に関係する資料の整理並びに関係する資料の保存管理規程 (大改訂案-QM-01)	-	-	-	-	-
5.1 検査者の関与	-	-	-	-	-	-	-
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理規程 (58-009)	-	-	-	-	-	-
5.5.4 内部モニタリング	・中央検査管理・品質検査委員会での業務レビュー (58-004)	・原子的試験標準化管理規程 (大改訂案-QM-12) ・品質保証標準委員会規程 (大改訂案-QM-11)	-	-	-	-	-
5.6.1 不良マネジメント	・不良マネジメント規程 (58-011)	・不良マネジメント規程 (58-011)	-	-	-	-	-
5.7.1 力の量、検査・試験及び記録	・不良マネジメント規程 (58-011) ・検査規程管理規程 (58-007)	・大改訂案標準化、試験管理規程 (大改訂案-QM-07)	・重要部分管理規程 (大改訂案-QM-02)	・重要部分管理規程 (修正案-QM-02)	・重要部分管理規程 (設計案-QM-02)	・重要部分管理規程 (管理案-QM-02)	・重要部分管理規程 (修正案-QM-02)
7.1 設備の計画	-	1) 大改訂案標準化の資料及び標準化の資料に関係する資料の整理並びに関係する資料の保存管理規程 (大改訂案-QM-01) 大改訂案標準化の資料及び標準化の資料に関係する資料の整理並びに関係する資料の保存管理規程 (大改訂案-QM-01) 大改訂案標準化の資料及び標準化の資料に関係する資料の整理並びに関係する資料の保存管理規程 (大改訂案-QM-01) 大改訂案標準化の資料及び標準化の資料に関係する資料の整理並びに関係する資料の保存管理規程 (大改訂案-QM-01)	-	-	-	-	-
7.2.1 試験とレポート	-	・大改訂案標準化の資料及び標準化の資料に関係する資料の整理並びに関係する資料の保存管理規程 (大改訂案-QM-01)	-	-	-	-	-
7.3 設計・開発	-	・大改訂案標準化の資料及び標準化の資料に関係する資料の整理並びに関係する資料の保存管理規程 (大改訂案-QM-01)	-	-	-	-	-
7.4 調達	・調達管理規程 (58-010)	・大改訂案標準化の資料及び標準化の資料に関係する資料の整理並びに関係する資料の保存管理規程 (大改訂案-QM-02)	・重要部分管理規程 (大改訂案-QM-03)	・重要部分管理規程 (修正案-QM-03)	・重要部分管理規程 (設計案-QM-03)	・重要部分管理規程 (管理案-QM-03)	・重要部分管理規程 (修正案-QM-03)
7.5 検査の実施	-	-	・重要部分管理規程 (大改訂案-QM-03)	・重要部分管理規程 (修正案-QM-03)	・重要部分管理規程 (設計案-QM-03)	・重要部分管理規程 (管理案-QM-03)	・重要部分管理規程 (修正案-QM-03)
7.6 製造現場及び顧客関係の管理	-	-	-	・製造現場及び顧客関係の管理規程 (修正案-QM-08)	・製造現場及び顧客関係の管理規程 (設計案-QM-08)	・製造現場及び顧客関係の管理規程 (管理案-QM-08)	・製造現場及び顧客関係の管理規程 (修正案-QM-08)
5.2.2 内部検査	・原子的検査管理規程 (58-010)	-	-	-	-	-	-
5.2.4 検査員の訓練	-	・大改訂案標準化の資料及び標準化の資料に関係する資料の整理並びに関係する資料の保存管理規程 (大改訂案-QM-01) 大改訂案標準化の資料及び標準化の資料に関係する資料の整理並びに関係する資料の保存管理規程 (大改訂案-QM-01) 大改訂案標準化の資料及び標準化の資料に関係する資料の整理並びに関係する資料の保存管理規程 (大改訂案-QM-01)	-	-	・検査員の訓練の管理規程 (修正案-QM-09)	-	・検査員の訓練の管理規程 (管理案-QM-09)
5.3 不適合管理	・不適合管理規程 (58-003)	・不適合管理規程 (58-003)	-	-	-	-	-
5.5.5 不正収蔵	-	-	-	-	-	-	-
5.5.5.1 未検出の処置	-	-	-	-	-	-	-

表 8.2.3 品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定

監視・測定するプロセス	監視・測定の実施責任者	計画されたプロセスと結果	監視項目	評価方法と頻度
品質マネジメントシステム	理事長	品質方針、品質目標の設定及び実施状況	品質目標の達成状況	マネジメントレビュー（年度末及び必要に応じて）
	所長	品質目標の設定及び実施状況		所長承認 半期ごと
	部長			部長承認 半期ごと
	課長			部長へ報告 半期ごと
建設段階の品質マネジメント活動に関する業務	減容処理施設準備室長	建設段階に係る業務の計画の策定及び実施	建設段階に係る業務の実施状況	部長へ報告 年度ごと
運転管理	環境保全部長	年間放射性廃棄物処理計画の作成	放射性廃棄物処理の実施状況	センター長承認 年度ごと
保守管理	廃棄物管理課長 減容処理施設準備室長 環境監視線量計測課長 放射線管理第2課長	施設管理実施計画の策定及び実施	施設管理の実施状況	環境保全部長承認 放射線管理部長承認 年度ごと
核燃料物質の管理	廃棄物管理課長	核燃料物質によって汚染された物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の運搬	核燃料物質によって汚染された物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の運搬の実施状況	運搬の都度
放射性廃棄物の管理	廃棄物管理課長	・放射性廃棄物の受入れ、廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理の実施	・放射性廃棄物の受入れ、廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理の実施状況	廃棄物管理課長の確認 廃棄の都度
	環境監視線量計測課長 放射線管理第2課長	・放射性液体廃棄物の年間の放出管理目標値に係る放出管理の実施	・放射性液体廃棄物の年間の放出状況	課長へ通知 四半期ごと
	放射線管理第2課長	・放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出管理の実施	・放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出状況	課長へ通知 四半期ごと
放射線管理	廃棄物管理課長 環境監視線量計測課長	放射線業務従事者の線量限度の管理	放射線業務従事者の被ばく状況	所長へ報告 年度ごと 四半期ごと
非常の場合に講ずべき処置	課長 危機管理課長	総合的な訓練の計画	総合的な訓練の実施状況	所長へ報告 年度ごと
改善のプロセス	理事長	品質マネジメント計画の適合性の確保、有効性の改善	品質マネジメント活動の実施状況	原子力安全監査 毎年度1回以上又は必要に応じて
			不適合管理状況	マネジメントレビュー（年度末及び必要に応じて）
	全ての管理者	品質マネジメントシステムの有効性評価	自己評価の実施状況	年1回以上（年度末及び必要に応じて）

表8.4 品質マネジメントシステムの分析データ

データ	関連する文書	8.4 データの分析及び評価(2)との関連*
施設設備等の運転状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	(b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4 検査及び試験」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
核燃料物質等の管理状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	(b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4 検査及び試験」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
放射性廃棄物(固体、気体、液体)の管理状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	
放射線業務従事者の被ばく状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	
保守管理の有効性評価	・保守管理要領(廃管-QAM-12) ・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	(b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、 「8.2.4 検査及び試験」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
非常の場合に講ずべき処置についての総合的な訓練の実施状況	・事故対策規則(大洗 QAM-21) ・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	(a)「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
原子力規制検査の指摘事項等	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	(a)「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
官庁検査、定期事業者検査等での不適合	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	(a)「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
不適合	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	(a)「8.2.1 組織の外部の者の意見」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
調達先の監査実施状況	・調達先の評価・選定管理要領(QS-G01) ・大洗研究所調達管理要領(大洗 QAM-02) ・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領(大洗 QAM-03)	(d)供給者の能力「7.4 調達」

\* 8.4 データの分析及び評価に係る改善のための情報の評価は、8.4 データの分析及び評価(2)の(a),(b),(c)を参照

改訂来歴

改訂番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考
1	2009年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OWTF建設のための品質保証活動(建設段階の品質保証活動)の追加。</li> <li>・大洗研究開発センター所長による品質監査から原子力安全監査への変更。ただし、平成21年4月1日より適用</li> <li>・廃棄物管理施設の調達に関しては契約部長が定める要領に基づくものとする。ただし、平成21年2月27日より適用</li> <li>・その他用語の見直しを実施(表現の見直し、記載の適正化)</li> </ul>				
2	2009年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安規定の改正に伴い、根本原因分析方法に関する内容を追加</li> <li>・不適合に関する情報公開の基準作成方法と公開方法を追記</li> <li>・その他用語の見直しを実施(表現の見直し、記載の適正化等)</li> </ul>				
3	2009年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部の組織変更に伴い、品質保証組織体制等の見直しを行う。</li> </ul>				
4	2010年 5月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JEAC4111-2009への準拠及び大洗研究開発センターの組織変更に関する保安規定の改正(4月1日付)に伴い、記載表現及び品質保証組織体制の見直しを行う。</li> <li>・各組織への適用、プロセスの監視及び測定、データの分析に関する内容を具体化する。</li> <li>・事業許可変更に伴う安全審査を「7.3設計・開発」に明確にする。</li> </ul>				

廃棄物管理事業変更許可申請書

設計及び工事の計画申請書

整合性

改訂 番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考
		・その他所要の見直し（記載の適正化等）。				
5	2012年 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安規定の改正に伴い、監査プロセスの管理責任者として統括監査の職を設ける条項及び品質保証組織体制図の変更。</li> <li>・大洗研究開発センターにおける各部の不適合管理要領をセンターの管理要領に統合するための変更。</li> <li>・その他所要の見直し（記載の適正化等）。</li> </ul>				
6	2012年 8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安規定の改正に伴い、品質マネジメントシステム文書体系の表に大洗研究開発センター放射性廃棄物管理要領を追加するための変更。</li> <li>・大洗研究開発センターにおける各部の文書及び記録の管理要領をセンターの管理要領に統合するための変更。</li> <li>・保安規定と整合を図るため、本部及びセンターの二次文書を追加するための変更。</li> <li>・その他所要の見直し（記載の適正化等）。</li> </ul>				
7	2014年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則が制定されたことに伴い、規則の内容を取り入れたための変更。</li> <li>・その他所要の見直し（記載の適正化等）。</li> </ul>				

廃棄物管理事業変更許可申請書

設計及び工事の計画申請書

整合性

改訂 番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考
8	2014年 4月1日	・平成26年4月1日付け組織改編に伴う名称等の変更。				
9	2015年 2月2日	・廃棄物管理施設品質マネジメントシステム文書体系について、センターの教育・訓練管理要領をセンター共通の二次文書として制定したため、当該要領を追加し、環境保全部の建設段階の教育・訓練管理要領を削除。 ・その他所要の見直し（記載の適正化等）				
10	2015年 4月1日	・法人名称の変更に伴う見直し				
11	2016年 7月11日	・不適合の是正処置を踏まえた見直し ・平成26年度及び平成27年度原子力安全監査の所見を受けた所要の見直し				
12	2018年 4月1日	・組織改正に伴う見直し ・担当理事を研究所の管理責任者としたことに伴う見直し（廃止された会議体を削除） ・その他所要の見直し（記載の適正化等）				

廃棄物管理事業変更許可申請書

設計及び工事の計画申請書

整合性

改訂 番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考
13	2018年 7月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固体廃棄物減容処理施設 (OWTF) の建設工事完了及び大洗大型施設建設室長の業務終了に伴う見直し</li> <li>・ その他所要の見直し (記載の適正化等)</li> </ul>				
14	2018年 9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安規定の改正に伴う 5.5.1 項及び 7.3.1 項の説明責任に係る記載、7.2.2 項のレビューに係る記載等の整合</li> <li>・ その他所要の見直し (記載の適正化)</li> </ul>				
15	2019年 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2. 適用範囲に記載された「建設段階」、「試運転段階」、「運転段階」及び「廃止措置段階」の4つの段階について、内容を明確にするために定義した。</li> </ul>				
16	2020年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年4月1日施行の「原子炉等規制法」改正に伴い、新たな技術基準として施行される「品質管理基準規則」の要求事項との整合を図った。</li> </ul>				
17	2021年 /月 /日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安規定変更認可申請及び補正申請に係る規制庁との面談の結果を受けて、機構の品質マネジメント計画書 (ひな形) に解釈の趣旨を追加する改訂を行った。また、保安規定との整合確認による見直しを行った。</li> </ul>				